

いわて 
「いじめ問題」 
防止・対応マニュアル

平成30年3月改訂

岩手県教育委員会

はじめに

平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が公布されました。この法律は、国、県及び市町村等の自治体及び各学校に対し、いじめ防止にかかわる基本方針の策定及びいじめ防止等のための組織の設置やいじめ防止等に関する措置、重大事態への対処等について規定しています。

この法律以前においても、各自治体、学校においては、いじめ防止等にかかわる取組を行ってきました。本県においては、平成 27 年度に各学校におけるいじめ防止及び対応の充実を目的に「いじめ問題への初期対応と対応マニュアル 増補版」を作成しました。また、各種研修講座においてもいじめ防止および対応にかかわる講義等を盛り込み、各学校及び教職員の資質向上に取り組んできたところではありますが、今般の社会的状況や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）と「岩手県いじめ防止等のための基本方針」（平成 29 年 9 月改定）の考え方を盛り込み、先のマニュアルを改訂しました。

本マニュアルは、教職員が活用することを想定して作成しています。作成にあたっては、いじめに関して複眼的な視点を提供し、教職員にとって気がつきにくい点や陥りやすい点を認識してもらう工夫をした先のマニュアルを基に、国と県の基本方針の改定のポイントを新たに盛り込みました。

いじめの防止、対応にかかわる取組は、各地域、校種、学年等の違いにより様々な取組が必要とされることから、本マニュアルは各校における具体的取組の基本的な事項を網羅する内容となっています。各校においては、「いじめ防止等のための組織」が中心となって、本書を参考にいじめに関する校内研修会を実施する等、いじめ防止等にかかわる組織的取組の一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

平成 30 年 3 月

目次

I いじめ防止対策推進法について

1	いじめ防止対策推進法の項目	5
2	いじめの定義	6
3	学校が行うべき取組	6
4	学校いじめ防止基本方針の策定と意義	7
5	学校におけるいじめ防止等のための組織	8
6	学校におけるいじめ防止等に関する措置	10
7	重大事態への対処	11

II いじめの基本認識

1	いじめの定義のポイント	12
2	人間関係づくりの場としての学校	15
3	いじめを理解する時の視点	16

III いじめの未然防止

1	未然防止の3つの視点	21
2	未然防止におけるその他の視点	24
3	未然防止の取組	29
4	未然防止の取組のPDCAサイクルによる確認	32

IV いじめの発見

1	教師がいじめを発見しにくい理由	34
2	教師がいじめを見逃すときの心の動き	35
3	いじめ発見のための校内体制づくり	36
4	発見の方法	38
5	相談電話を周知する際の留意点	43

V いじめへの対応

1	事実確認	44
2	指導・援助のポイント	49
3	関係機関との連携	58
4	いじめの報告	64

VI ネット上のいじめへの対応

1	ネット上のいじめの予防	65
2	ネット上のいじめの特徴	65
3	ネット上のいじめへの対応の基本的な考え	65
4	ネット上のいじめへの対応の留意点	66
5	ネット上のいじめへの対応	66
6	サイト管理者・プロバイダの探し方	69
7	相談窓口	71

VII 重大事態への対処

1	重大事態の対処で求められていること	72
2	重大事態とは？	72
3	重大事態への対処	74
4	その他の留意事項	77

資料

資料 1	岩手県いじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 9 月改定）
資料 2	保護者用リーフレット（例）
資料 3	いじめを見つける観点一覧
資料 4	記名式学校生活アンケート（例）
資料 5	無記名式いじめアンケート（例）
資料 6	いじめの電話相談窓口資料
資料 7	行為を書かせるシート
資料 8	指導・援助の記録シート
資料 9	啓発資料，教職員研修，実践情報
資料 10	いじめ防止・対応に関する自校の取組チェックシート（例）

関係資料 1	いじめ防止対策推進法
関連資料 2	いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
関連資料 3	不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）
関連資料 4	いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）

I いじめ防止対策推進法について

1 いじめ防止対策推進法の項目

平成 25 年 6 月に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下、「推進法」と略）の項目は以下のように示しています。

「推進法」の項目

1 総則

- (1) 「いじめ」の定義
- (2) いじめの防止等のための対策の基本理念，いじめの禁止，関係者の責務等

2 いじめの防止基本方針等

- (1) 国，地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について
- (2) 地方公共団体による関係機関等の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会について

3 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- (1) 学校の設置者及び学校が講ずるべき基本的施策とともに，国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策について
- (2) 学校によるいじめの防止等に関する措置を行うための組織について
- (3) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置といじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた際の所轄警察署との連携について
- (4) 懲戒，出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置について

4 重大事態への対処

- (1) 学校の設置者又は学校が，重大事態の対処と防止のため，速やかに，適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うことについて
- (2) 学校の設置者又は学校が調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，必要な情報を適切に提供することについて
- (3) 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告，地方公共団体の長等による再調査，再調査の結果を踏まえた措置について

2 いじめの定義

「推進法」では、いじめを以下のように定義しています。いじめられた児童生徒の立場になって、積極的に対応していくことが求められています。

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校が行うべき取組

「推進法」では、国、地方公共団体及び学校が実施する取組を定めています。この中で、学校が行う取組を【表1】の通り示しています。

【表1】学校が行うべき取組

	項 目	関係条文
1	学校及び学校の教職員の責務	第8条
2	学校いじめ防止基本方針	第13条
3	学校におけるいじめ防止	第15条
4	いじめの早期発見のための措置	第16条
5	いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	第18条(2)
6	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	第19条
7	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	第22条
8	いじめに対する措置	第23条
9	校長及び教員による懲戒	第25条
10	重大事態への対処	第30, 31条
11	学校評価における留意事項	第34条

4 学校いじめ防止基本方針の策定と意義

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止 基本方針策定の 意義

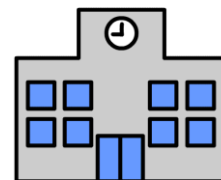
- 教職員のいじめの抱え込み防止と組織としての一貫した事案対処
- 児童生徒及びその保護者に対する安心感
- いじめ加害の抑止
- いじめ加害児童生徒への成長支援の観点での指導につなげる

各学校においては、国、県、市町村で策定したいじめ防止基本方針を参酌し、学校、地域の実情に応じて、学校におけるいじめ防止のための基本方針を作成することが義務づけられています。この基本方針には、以下の内容が具体的に盛り込まれることが想定されています。また、策定した基本方針は、保護者や地域の方々へ校報、学校ホームページ等で周知します。なお、県基本方針では、「必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。」としています。

資料1

学校いじめ防止 基本方針の 主な内容

- いじめ防止のための取組（「学校いじめ防止プログラム」の策定）
- 早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」）の在り方
- いじめ防止のための教育相談、生徒指導体制
- いじめ防止のための教員研修計画
- いじめ防止のための児童生徒の取組
- いじめ防止のための保護者や地域との連携



5 学校におけるいじめ防止等のための組織

第 22 条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校においては、教職員、心理・福祉の専門的知識を有する者、その他の関係者によるいじめ防止、事案対処等の対策の中核となるための組織を設置することが義務づけられています。設置された組織のメンバーは、個々の事案によっては、関係教職員や医師、警察官等の外部専門家を追加するなど、柔軟かつ実効的な学校におけるいじめ防止等の組織（以下、「学校いじめ対策組織」）としていくことが求められます。

さらに、当該組織を実際に機能させるため、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるように、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要です。

「学校いじめ対策組織」のメンバー

例

- 校長
- 副校長
- 主幹教諭
- 教務主任
- 生徒指導主事
- 教育相談主任
- 各学年主任
- 特別支援教育コーディネーター
- 養護教諭
- 学級担任
- 教科担任
- 各部活動顧問
- 学校評議員
- PTA 校外指導部長
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 警察官
- 精神科医
- 民生委員

【表2】「学校いじめ対策組織」の役割

		役割	内容
1	組織	組織の編成	定例・・・全体会議，校内会議など 臨時・・・緊急会議，全体会議など
2	体制	会議に応じた構成委員と 役職の決定	前項メンバー例を参考に，会議ごとのメンバーを決定する。会議の決定権が校長にあることを明確にした上で，組織の長，副，書記（記録），司会などの役割を決定する。
3	未然防止	年間計画の作成，実施	児童生徒，教職員，PTA（地域）に向けての活動計画を作成，周知，実施する。
4	事案対	いじめの認知と対処方針の協議	教職員が得た報告をもとに認知の判断を行い，組織的対処の方針を協議する。対処方針は保護者に伝え，その意向をもとに最終決定する。
5	処	指導・助言（事案対処の確認）	直接対応する教職員から状況の報告を受け，対応方針の継続，修正について助言を行う。
6		いじめ事案解消の決定	国や県基本方針を参考に，被害児童生徒の状況をもとに総合的に判断する。加えて以後の被害，加害児童生徒の注意深い日常的な観察とその報告時期についても協議する。
7	情報共有	記録の保管・引き継ぎ	報告された全てのいじめ事案に対し，共通の様式等により記録を保管する。記録の保管には万全の配慮をしつつ，他の教職員も情報を共有，引き継ぎができるようにする。
8	その他	学校いじめ防止基本方針，年間計画の見直し，周知の徹底	未然防止の取組，事案対処等について，学校評価，児童生徒アンケート，教職員自己評価，保護者評価，外部評価，諸調査などを参考に成果と課題を整理し，学校いじめ防止基本方針，年間計画を改定する。改定された基本方針，年間計画は全校集会やPTA総会，学校通信，ホームページ等で児童生徒，保護者，地域に広く周知する。

国基本方針では、「学校いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。」としています。大切なのは，「学校いじめ対策組織」の役割とメンバー，そしてその取組が児童生徒，保護者，地域の目に触れることです。そのために，全校朝会（全校集会），PTA総会，地区行事，各種通信，回覧板等の機会を見つけてメンバーの紹介，活動内容，いじめへの対応方針等を広く周知することが求められます。

6 学校におけるいじめ防止等に関する措置

「推進法」には、各学校で取り組むべきいじめ防止等に関する措置として、【表3】のような内容が盛り込まれています。

【表3】学校におけるいじめ防止等に関する措置

	項目	主な内容	関係条文
1	学校におけるいじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実 ● いじめ防止にかかわる児童生徒が行う自主的な活動（児童会活動等）への支援 ● いじめの防止の重要性の理解を深めるための啓発等 	第15条
2	いじめの早期発見のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒を対象とした定期的な調査等の実施 ● 児童、保護者がいじめにかかわる相談ができる体制の整備 	第16条
3	資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の実施 	第18条
4	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを通じて行われるいじめの防止効果的に対処するための必要な啓発活動の実施 	第19条
5	いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめの通報があった際のいじめの事実の有無の確認と学校設置者への報告 ● いじめが確認された際に、いじめを受けた児童等又は保護者の支援といじめを行った児童等への指導又は保護者への助言 ● いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための措置 ● いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者間で争いが起こることがないよう情報の共有等の措置 ● いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は所轄警察署と連携した対処 	第23条

7 重大事態への対処

第 28 条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供すものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

文部科学省は『いじめ重大事態の調査に関するガイドライン』（文科省，2017a）を策定しています。



p.72 「Ⅶ 重大事態への対処」をご覧ください。

Ⅱ いじめの基本認識

1 いじめの定義のポイント

(1) 「推進法」でのポイント

「推進法」の審議の過程では、次のような決議がなされました。

「推進法」案に対する附帯決議

(平成 25 年 6 月 19 日衆議院文部科学委員会 6 月 20 日参議院文部科学委員会)

- いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。
(例えば、いじめられた本人が、いじめを否定することもある。)

(2) 文部科学省による調査のポイント

文部科学省は『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』を行うに際し、次のように補足しています。

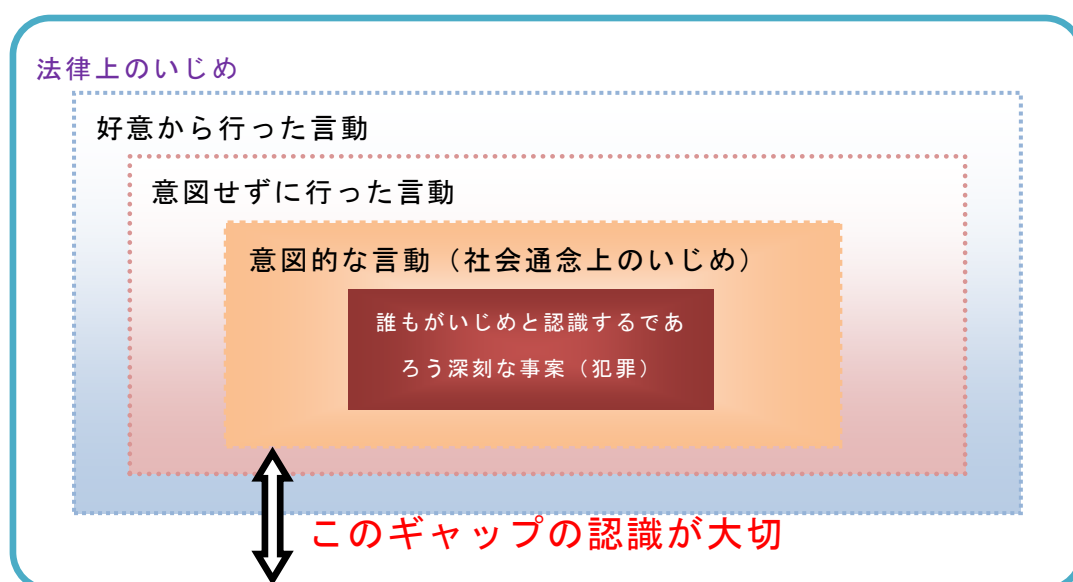
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。
- 特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること。
- 例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合がある場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめを理解するにあたり、文部科学省の以前の定義（1994年まで）と現行の定義（2013年から）を比較すると、注意すべきところが見えてきます。発生場所として「学校の内外を問わない。」ことは1994年から変更はありません。

以前の定義	現行の定義
自分よりも弱い者に対して一方的に	一定の人的関係にある者から
身体的・心理的な攻撃を継続的に	心理的、物理的な影響を
相手が深刻な苦痛を感じている	心身の苦痛を感じている

（3）いじめの定義に対する共通理解の推進

全ての教職員がいじめの定義について正確に理解することは、事案対処の要となります。そのためには職員会議や校内研修会等を利用し、認識のずれを修正して行く必要があります。



（文科省，2017b）を一部改変

いじめの定義や事案対処の基本的な流れについては、教職員の共通理解に加えて、学校いじめ防止基本方針において示した上で、児童生徒、保護者、地域への周知も必要になります。

国基本方針

第2「いじめの防止等のための対策に関する事項」

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

「(中略) 保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。」

また、児童生徒やその保護者が進学時や事案対処時に混乱を避けるため、いじめの定義と事案対処の基本的な流れを市町村内の学校同士や中学校区レベルで共有し、大きなずれがないか確認する必要もあります。

2 人間関係づくりの場としての学校

いじめをなくすために、いじめという行為に目を向け、対応することだけが、学校に求められているのでしょうか。学習指導要領では、以下のように述べています。

学習指導要領：第1章総則

第4節「児童の発達の支援」

1 児童の発達を支える指導の充実

(2) 生徒指導の充実

「児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること」

いじめ対応を含んだ、好ましい人間関係の育成が、学校に求められています。そのためには、次の3点がポイントになります（山本，2012）。

Point
1

子どもは、はじめから
上手な「人間関係づくり」が
できるわけではない。



Point
2

子どもは、年齢や発達段階に応じた
「人間関係づくり」の方法と
態度を獲得する必要がある。



Point
3

子ども、教師、保護者は、
学校が「人間関係づくりの練習」
の場であることを理解する。



さらに、『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』（文科省，2017c）において、下記のように示しています。

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

「(中略) その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。」

3 いじめを理解する時の視点

(1) 主観的理解と客観的事実の区別

「いじめ」に対応する際には、その行為に着目する必要があります。その際、**主観的理解**と**客観的事実**を区別すると事案対処の質があがります。

主観的理解	客観的事実
無視された	返事をしなかった
怒鳴られた	大きな声で話した
蹴られた	足が当たった
悪口を言われた	「協調性がない」と言った
しつこくぶつかられた	4回肩が当たった
遣い走りにされた	買って来るように頼んだ

教師が子どもに「いじめたのか？」と聞くと、「やってません」と答えます。例えば、「無視された」というのは、訴えている側の理解です。訴えられた側としては、「無視した」と理解していませんし、また、そう理解されたくありません。だから、訴えられた側に、「無視したのか？」と聞けば、否定するでしょう。この場合、「返事をしなかったのか？」という**客観的事実**(具体的な行為)で聞くほうが、行為を確認できます。

いじめられた児童生徒に対して**主観的理解**を尊重する関わりが必要になります。

「いじめ」をした児童生徒に対して**客観的事実**に重きをおいて聞くことが有効です。

《使い走りの事例》聴き方の例

教師「パンを買ってくるように頼んだのか？」

生徒「頼みました。」

教師「お金を払ったのか？」

生徒「お金は払っていません。」

教師「あなたのやっていることは、『たかり』といって許されない行為です。」

例

(2) 暴力のあるいじめ・ないいじめ

「いじめ」と「暴力」を区別するのではなく、「暴力のあるいじめ」と「暴力のないいじめ」に分けて理解します(生徒指導・進路指導研究センター, 2013a)。

暴力のあるいじめ (例：大津市 (2011年, 中2男子))	暴力のないいじめ (例：品川区 (2012年, 中1男子))
一部の児童生徒	どの児童生徒でも生じる
加害傾向の児童生徒	加害被害が容易に逆転
早期発見が必要	未然防止が必要
記名調査で発見につなげる	記名調査での発見不調
行為を制止しやすい	制止よりも調整になりがち
制止の基準明確	制止の基準不明瞭
違法性に基づく警察との連携	違法性不明瞭な傾向

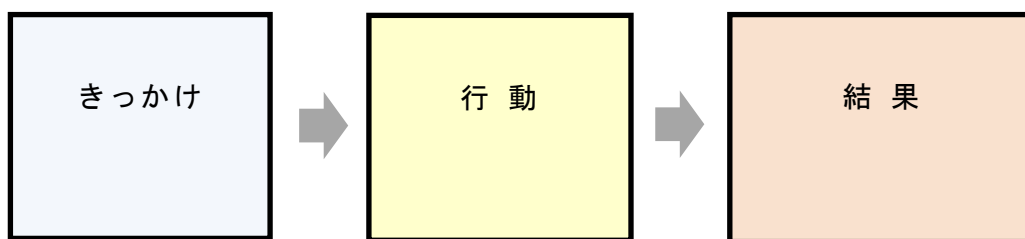


暴力のあるいじめは、
 まずは速やかに制止することが大切です。被害児童生徒が被害を否定する場合でも、その話をうのみにすることなく、「暴力は暴力」として止めた上で、「いじめ」かどうかを判断します。また、犯罪行為と認められるときは、警察との連携が求められます。

暴力のないいじめは、
 基準があいまいで、誰もが加害児童生徒になる可能性があります。「いじめ」の判断が難しいものです。加害児童生徒側に「いじめ」の自覚がないこともあるため、指導に苦勞することも多々あります。

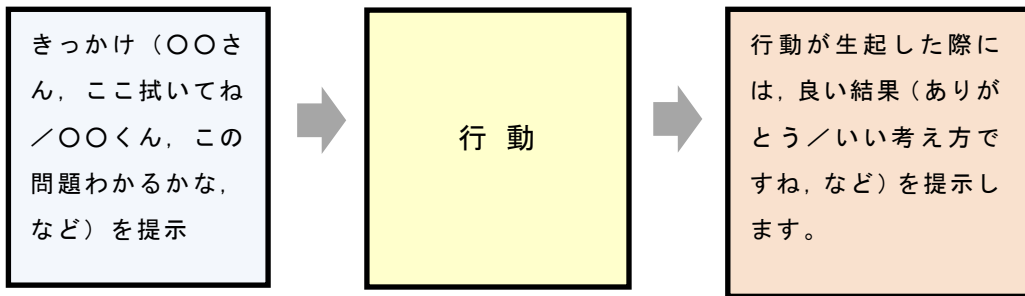
(3) 人の行動を理解するための考え方—行動を整理するための3つの箱—

行動が起こるときには、行動の前には必ず「きっかけ」があり、行動が起こった後には何らかの結果があります。ここでいう行動の3つの箱（小笠原，2010）とは「きっかけ」「行動」「結果」のことです。

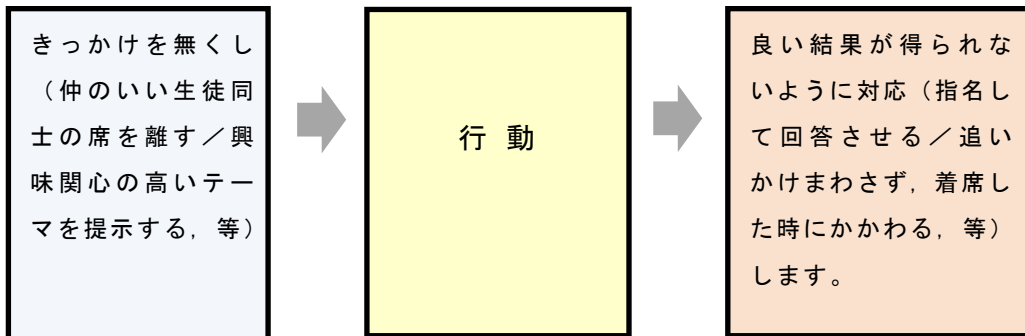


この3つの箱に基づいて行動を理解するメリットは、ターゲットとなる行動を増やしたり減らしたりするための観点を整理することができるという点にあります。（小関，2013）

望ましい行動（掃除をする／挙手をする，など）を増やしたいと考えた時

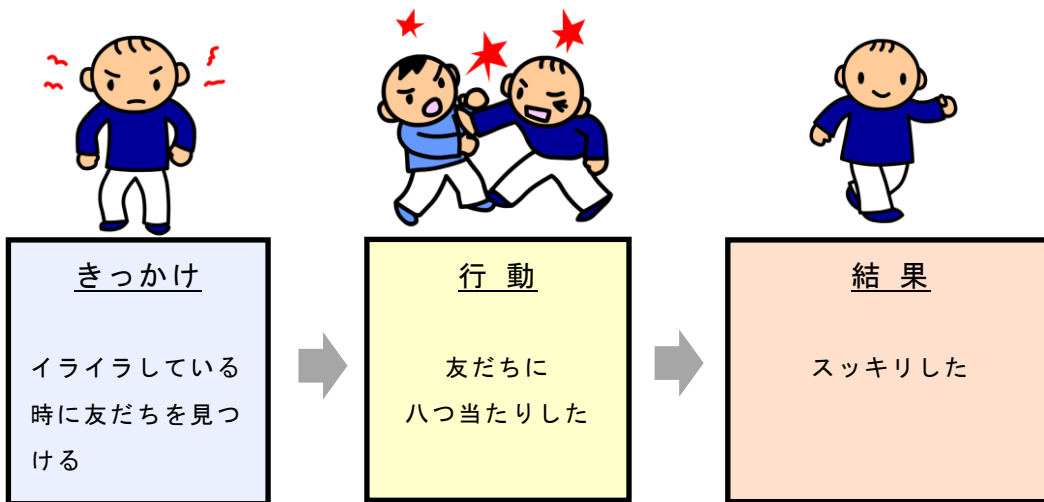


望ましくない行動（授業中のおしゃべり／離席，など）を減らしたいと考えた時



ア いじめをする側

「八つ当たり」を例に，行動の3つの箱で整理してみましょう。



① 「八つ当たり」を繰り返す仕組み

「イライラ」して、友だちに「八つ当たり」したとき、「スッキリ」したことは、良いこととして働きます。良いことがあると、直前行動（この場合は、「八つ当たり」）を繰り返すことを学習します。

② 「八つ当たり」が「いじめ行動」へエスカレートする仕組み

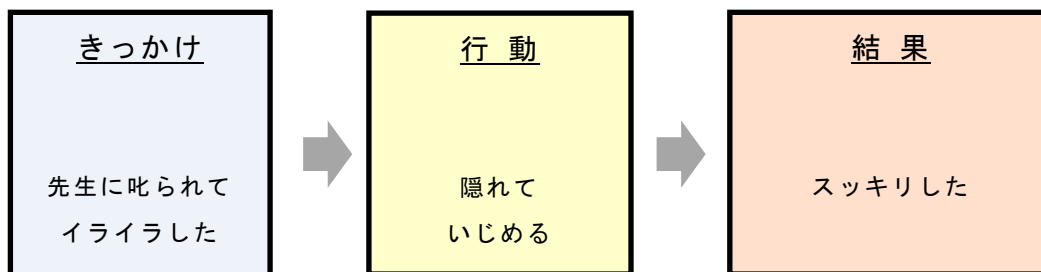
「八つ当たり」を繰り返しているうちに、その刺激になれてしまい、十分なスッキリを得られなくなってしまいます。より強い刺激を求めて、いつの間にか、人間関係のトラブルとしての「八つ当たり」が「いじめ行動」に発展してしまうのです。

③ 「いじめ行動」が繰り返される仕組み

子どもは、罰を与えられると、直前の行動を止めることを覚えます。しかし、「いじめ行動」はそう簡単にはいきません。「いじめ行動」は大人が見ていないところで行われますから、いじめた側に罰が与えられません。罰が与えられないことは、良いこととして働きます。罰がないため「いじめ行動」は継続され、さらに深刻化するのです。

以上のようなことは、誰でも経験があるのではないのでしょうか。

では、叱るという罰で「いじめ行動」は止まるのでしょうか？ そうとは限らないのが次の例です。ある時、教師に見つかって、叱られたとします。

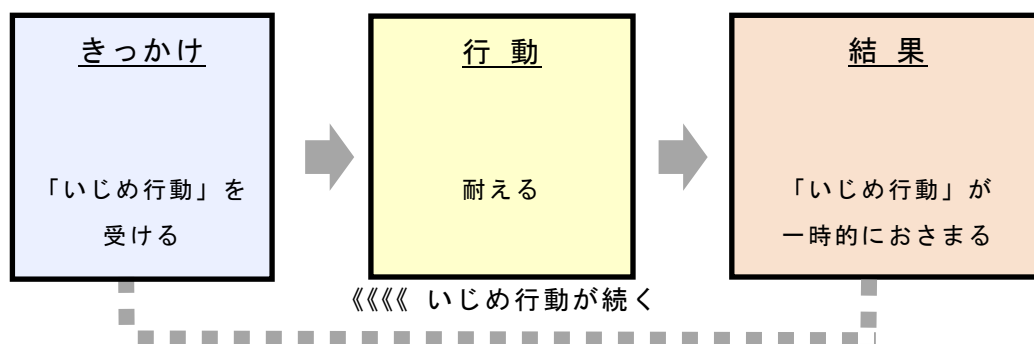


結局、イライラしたときの対処方法として、いじめる以外を獲得していないため、叱られてもいじめ行動が生起してしまいます。

いじめ行動を無くすためには、代替行動を習得する必要があります。叱責によって、一時的にいじめ行動は減ったとしても、またイライラする状況に陥れば、いじめ行動が出現する可能性は一時的にいじめ行動が減ったとしても、またイライラする状況に陥れば、いじめ行動が出現する可能性は高く、それを止めさせるためには、どんどん叱責の強度を強める必要があります。そうすると、生徒との関係の悪化にもつながり、生徒の成長の機会を奪うことにも発展する可能性があります。

イ いじめられる側

いじめられる側の行動も同じように整理することが可能です（小関，2014）。



きっかけである「いじめ行動」をなくせれば話は簡単ですが，すぐにはそれができないので，「いじめ行動」が続いていると考えます。

いじめられる側へのアプローチを考えると，きっかけのアプローチはあまり効果が得られないだろうと思われれます。

それに対し，行動へのアプローチは，いくつかのレパトリリーがあります。例えば，「耐える」といった行動をとることで，「いじめ行動がひどくなる」のを避けようとしたが，結果的にいじめ行動は続いてしまっています。

だから，「周囲に訴える」，「その場から逃げる」，「やめてと言う」行動を選択できるように支援することが必要になるでしょう。

Ⅲ いじめの未然防止

1 未然防止の3つの視点

「推進法」(第15条第1項)では、学校におけるいじめの防止について、**全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない**と定めています。

- ① 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

「いじめられやすい子」や「いじめやすい子」が明確に分かれているのではなく、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれています(生徒指導・進路指導研究センター、2010, 2013c)。下記は、被害者にも加害者にもならないための支援です。

(1) 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

「心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う」とは、コミュニケーション能力の基礎を身に付けさせることを指します(小西, 2014)。

具体的な取組例としては、社会的スキル訓練(SST: Social Skills Training)があります。学級経営や生徒指導の中にSSTを計画的・効果的に取り入れ、日々の学校生活の中で、体験を通して学習させていくことが大切です。以下は、SSTの例です(小関, 2011)。

ア 行動に焦点を当てた練習

相手からよい反応を引き出すための行動を選択できるようになることが目的です。

例えば、友だちにからかわれた場合、友だちとの関係性を踏まえ、複数の対処方法が考えられます。① からかい返す。② 「やめてよ～」と笑いながら言う。③ 聞こえないふりをしてその場を離れる などです。相手や状況に応じ、行動を適切に選択することができるようになるために練習します。

また、援助を求める行動に焦点を当てた練習も有効です。「困った」、「助けて」、「相談したいことがあるんだけど」といった行動を、友だちや教師、保護者にとることができるように練習します。中高生の中には、援助を求めることが恥ずかしいと感じる生徒も少なくありません。そのような場合には、次の認知に焦点を当てた練習を事前に行うことも有効になるでしょう。

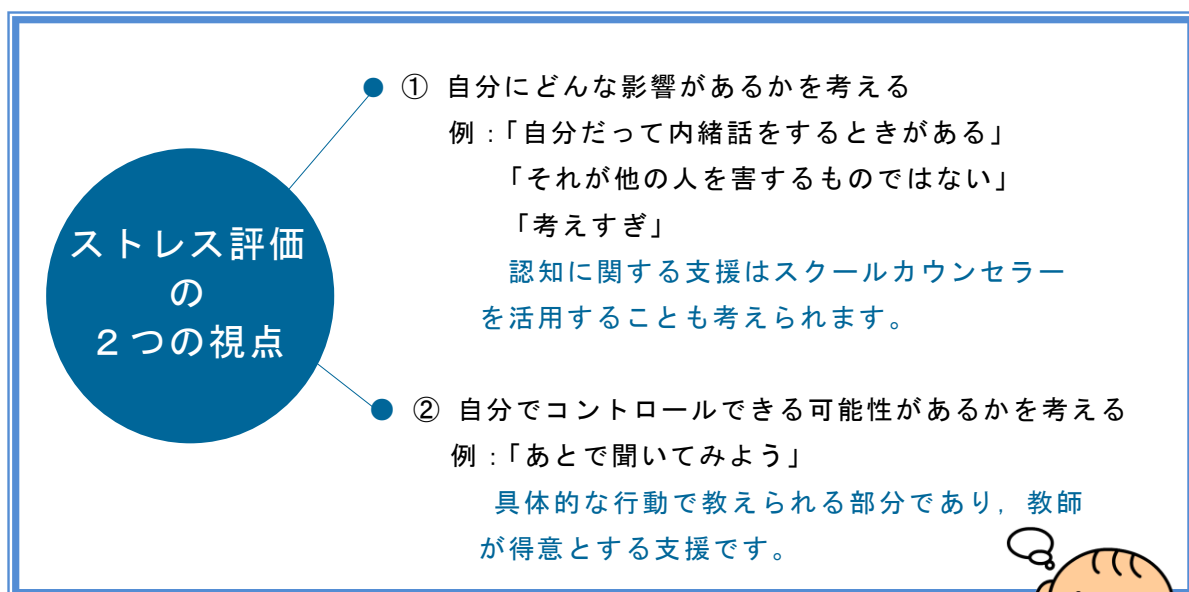
イ 認知(考え方、解釈)に焦点を当てた練習

物事に対する認知(考え方、解釈)の多様性に気づくことが目的です。

例えば、友だち2人が内緒話をしていると、「悪口を言っている」と考えてしまいがちです。認知に焦点を当てた練習では、「悪口を言っている」以外の他の可能性がな

いかを、落ち着いた状況で振り返り、認知の多様性に気づき、適応的な行動を選択できることを目指します。

「自分だって内緒話することはある」、「あとで何の話か聞いてみよう」などの認知に気づくことができれば、あいまいな状況でトラブルにつながることを防ぐことが期待できます。



(2) ストレスに適切に対処できる力を育む

大人も子どもも、ストレスを感じると、イライラしてしまい、攻撃的になってしまいがちです。同様に、劣等感を抱くと、より劣っている者を探し、安心しようとすることもあります。このような観点に立てば、ストレスに対する耐性、不安への耐性を強めることで、いじめを予防することが可能になると考えられます。

アプローチの方法としては、**ストレスマネジメント**という介入方法があります。ストレスに対する耐性があるとは、**ストレスマネジメント**が上手である、ということになります。ストレスマネジメントは、**ストレス評価**（上記既出）と**対処行動**の2つを考えます。

対処行動 の 2つの視点

① レポートリーを広げる

幅広い対処行動のレポートリーを持っていれば、多様なストレスに柔軟に対処できます。岩手県教育委員会は、「こころのサポート授業」で、このことに関する授業案と教材を提供しています。

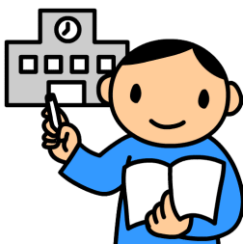
指導資料は県立総合教育センターHP上の「こころのサポート」にあります。

http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



② 社会的に許される方法を選択できる

児童生徒が悪いことをしたときに指導をするだけでなく、社会的に許されない方法を選んでしまったと受け止め、子どもが社会的に許される行動を選択できるように支援します。



(3) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

単なる自尊感情や自己肯定感といった自分から自分への評価ではなく、自分の行ったことを他人から認めてもらった、自分が相手にした働きかけを相手から評価されたというふうに、相手の存在が前提となって生まれてくる**自己有用感**が重要です（生徒指導・進路指導研究センター，2013b）。生徒指導の3つの機能を生かした学級集団づくりと授業づくりを通して、下記のアとイを行うことが大切になります。

ア 絆づくり

児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。教師はそのために、授業や行事の中ですべての児童生徒が活躍できる場面を作ります（自己有用感を感じられる場づくり）。我々教職員は、児童生徒が十分に活躍できるように、例えば、ペアやグループの組合せ、課題のレベル、時間、発表のさせ方等、事前に準備を行います。

イ 居場所づくり

絆づくりの前提になるのが、**居場所づくり**です。児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような場所を提供できる授業づくりや集団づくりを行うことが大切です。また、「居場所」は、自分と同じ評価を周囲が持ってくれているときに成立します。例えば、自分は「英語が得意」「花が好き」と思っていて、周囲も「そう思う」ときのような認識の一致があるときに成立します。

生徒指導の3つの機能については「特別活動と生徒指導」（生徒指導・進路指導研究センター，2012）を，授業づくりに関しては「授業が変わる 生徒が輝く」（県立総合教育センター，2005）等を参考にして下さい。また，「PDCA×3＝不登校・いじめ未然防止」（生徒指導・進路指導研究センター，2017）には未然防止の観点で効果が見られた全国の実践が紹介されています。

2 未然防止におけるその他の視点

（1）教職員自身の振り返り

文部科学省および県いじめ防止対策基本方針には，以下のように教職員への日頃の児童生徒との関わりについて注意を促しています。

国基本方針：

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置

i）いじめの防止

「（前略）さらに，教職員の言動が，児童生徒を傷つけたり，他の児童の生徒によるいじめを助長したりすることがないように，指導の在り方に細心の注意を払う。」

ア 自分の発言・行動の振り返り

教師は子どものモデルとなります。教師の言動のマネをする子どももいます。また，「〇〇先生だって……」と加害児童生徒のいじめの理由になることがあります。教師の言動が，児童生徒に与える影響の大きさを確認し，児童生徒を傷つけたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりしていないかを確認しましょう。

「いつも，おそいなあ」

「また，あなたなの？」

「みんなに迷惑をかけているのがわからないの？」

「こんなことするから，みんなに嫌われるんだよ」



また，教師が，児童生徒をニックネームで呼んだり，本人のいないところで子どもを批判したりしていないかを確認しましょう。

指導の対象を人格に求めず，不適切な行動について指導をし，適応的な行動を提案するとよいでしょう。例で挙げている「みんなに迷惑をかけている」「みんなに嫌われている」というのは，具体的に何を改善したらいいかを示していません。「〇〇という言い方をするといいよ」「次のことを考えて，ここを準備しておく，次はみんなと一緒にできるからね」など具体的な行動を示すようにします。また，教師が人格を指導すると，子どもは，人格が悪いと責めてもいいということを学習します。

イ 指導の特徴といじめ

河村（2007）は、教師の指導・統制が強い学級、弱い学級の両方で、いじめ出現率が高いことを指摘しています。竹川（1993）は、教師の指導・統制の方法や強弱が、いじめと関連する集団状況の情緒的雰囲気には作用していると以下の2点を指摘しています。

（ア）統制の強い学級では、ストレス解消的・教師に代わって制裁をおこなういじめが行われる傾向

（イ）統制の弱い学級では、異質な者を排除・ふざけやからかいとしてのいじめが行われる傾向

教師は、いじめをなくすために厳しく管理しなければならないと考えますが、厳しくするだけでは、いじめがなくなるわけではないことを確認しましょう。河村（2010）は、教師には指導と援助のバランスが重要であると指摘しています。

国基本方針においては学級の他、部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）にも注意を払うことを求めています。

（2）いじめ発見につなげる周知

いじめに対する態度を子どもに伝えましょう。クラス全体に以下のことを伝えておきます。

ア 「いじめられている」「いじめがある」と訴えなければなりません。

いじめの定義と自校の基本方針に従って先生達はどのように対応するかを説明し、「訴えることは、あなた自身のためでもあり、学校全体を守ることに、よい学校を作るためでもあります」という内容を伝えます。

イ 一人でのいる権利を保障します。

幼少期に“みんな仲良し”がすばらしいと教えられ、思春期になると一人が恥ずかしい・格好が悪いと思うようになります。また、年齢が上がると嫌な人とはいたくなくと感覚も出てきます。時には、一人でのいることも重要であること、苦手だなと思う人とは上手に距離を取ることも重要であることを伝えます。

(3) 保護者との連携

年度当初から、学校便りやPTA総会、学級保護者会などで、いじめに対する学校の認識や事案対処の方針・方法等を周知し、協力と情報提供を依頼します。

いじめの事案対処について具体的に加害児童生徒、被害児童生徒に対し、どのような支援や指導を行うのか、事案対処の方針等を明らかにしておきましょう。保護者に伝えるべきことを校内で検討し、伝えます。新学期が始まったときに、保護者に対して、誰が、どんな場面で、どのような内容を伝えるか検討します。

保護者用リーフレット《資料2》を各学校の方針に合わせて活用してください。

最初の保護者会で、
以下のようなことを伝えておくとよいでしょう。



- 「学校では、子どもは、勉強以外に人間関係を学んでいます。人間関係の練習中なので、トラブルや嫌なことからは避けられません。しかし、理不尽なことは許されません。」
- 「子どもが失敗するのは当たり前ですので、早く見つけることは重要です。家庭で子どもの変化に気づいたら、ご連絡ください。学校と一緒に支援していきましょう。」
- 「また、子どもの失敗には、“いじめられている”だけでなく、“いじめている”という視点があることを忘れないでください。」

(4) 情報モラル教育

学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教師が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。その際には、外部の専門家を講師として招き、教師の研修を行うことなども考えられます（文部科学省、2014）。

ネット上のいじめは、本マニュアルで紹介した事例以外にも新たな手口が発生することが考えられます。常に最新の動向の把握に努めることが重要です。

情報モラル教育の実践のために以下のものを参考に進めてください。

● 教材システム『情報サイト』（岩手県立総合教育センターHP）

教材システム『情報サイト』は、情報モラル指導を行うためのネットワーク上の仮想空間です。校内のネットワーク（イントラネット）内にインターネット上で利用されるさまざまなWebサイトを再現できます。小学校・中学校・高等学校のどの校種においても利用可能な機能を揃えています。



http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/moral/joho_site/index.html

● 「情報モラル」指導パック（岩手県立総合教育センター情報教育担当）

教材システム『情報サイト』を中心とした、「情報モラル」の指導に関する資料やデータをまとめた『「情報モラル」指導パック』を準備しています。このパックには、上記のプログラムソース、マニュアル、指導事例集がすべて含まれています。指導パックの送付を希望する場合は、情報教育担当のメールへ、以下の項目を記入の上、ご連絡ください。

e-mail : joho-r@center.iwate-ed.jp

【件名】「情報モラル」指導パック希望 【本文】所属／職／氏名／担当教科／郵便番号／住所／電話番号／メールアドレス／用途／その他特記事項

● 教師向け Web サイト「やってみよう情報モラル教育」

情報モラル指導の参考とするための指導実践事例や役立つリンク集等を紹介しています。



<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007>

● 「情報モラル指導者研修ハンドブック」（財団法人コンピュータ教育開発センター）

情報モラル教育の指導者を育成する研修用として、喫急の課題を中心にポイントをまとめたものです。他の教材や参考となるサイトと合わせて、校内研修や保護者向けの研修にも活用できます。



<http://www.cec.or.jp/monbu/H21jmoralfpdf/handbook.A4.pdf>

● e-ネットキャラバン

文部科学省、総務省が通信関係団体等と協力して、主に保護者や教職員を対象としたインターネットの安全・安心な利用に向けた啓発のための講座を、全国 47 都道府県で実施しています。



<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/index.html>

問い合わせ先

e-ネットキャラバン運営協議会事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-22-1 秀和第二芝公園 3 丁目ビル 2F

（財）マルチメディア振興センター内

● 啓発パンフレット

各省庁や関係団体が、情報モラルに関する資料を作成しています。学校の実態に応じ、また、児童生徒への指導や保護者等への啓発、教職員の研修等の内容によって、これらを有効活用しましょう。



● 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」(文部科学省)

携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の事例、その対応方法のアドバイスなどを盛り込んだリーフレットです。

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm



● サイバー犯罪防止に関するリーフレット(警察庁)

サイバー犯罪を防止するため、家庭の情報セキュリティに関する基本的な知識の普及と意識の向上を訴える内容のリーフレットです。

<http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/>



● 保護者向け普及啓発用リーフレット《平成27年3月版》(内閣府)

リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

<http://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/index.html>



3 未然防止の取組

教育活動は基本的に学級・ホームルーム、授業、クラブ活動、部活動、生徒会など集を単位として行われています。いじめの未然防止のためには、集団指導を前提とした学校のあらゆる教育活動を通じた取組と、さらには保護者や地域との連携が必要不可欠です。

(1) 特別活動の充実

学習指導要領では、以下のように特別活動の目標を示しています。

学習指導要領 第6章 第1「目標」

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

学校生活上の様々な問題の解決に向けて児童生徒の主体的な取組が求められるのは、いじめの未然防止に限ったことではありませんが、その取組の中心となる活動が児童会・生徒会活動です。学校生活の向上や充実を目指して、自分たちで目標を立て、自分たちでできることは何かを考えて行動することは、児童生徒同士がお互いに認め合い、自ら学校生活をより充実させる力を育てます。

児童生徒による取組として次のような例が考えられます。

いじめ防止に関する学級目標の設定 いじめ防止のためのスローガンの作成・掲示



- クラスの代表と生徒会がいじめ防止プロジェクトチームとして協議し、**生徒間ルール**を策定
- いじめを考える生徒**フォーラム**の実施
- 生徒会による**いじめ見逃しゼロ宣言**と**スマートフォン利用マナーアップ宣言**

(2) 道徳教育の充実

いじめの問題が道徳の教科化の大きなきっかけとなり（文科省，2017d），「考え，議論する道徳」への転換が図られました。

その大きな柱は「いじめに関する内容の充実」と「指導方法の改善」です。

● 「道徳教育アーカイブ」（文部科学省）

「特別の教科 道徳」の趣旨や理念の実現を図るため、「考え，議論する道徳」の授業づくりの参考となる映像資料等を提供しています。

<https://doutoku.mext.go.jp/>



(3) 授業の中での配慮

児童生徒がその多くの時間を過ごす授業中において，教師の果たす役割は大きいと言えます。毎日繰り返される授業を教師自ら常に振り返ることが必要です。

【振り返るポイントの例】

ア 教室環境

- 整理された環境で授業を行っているか
- ゴミが落ちていたり，机が乱れていたりする状態を放置していないか

イ 授業規律

- チャイムが鳴ったときに教師は教室にいるか
- うやむやな号令のまま授業をはじめていないか
- 出席している児童生徒が全員そろっていることを確認しているか
- 私語や他の児童生徒をからかう言動をやり過ごしていないか

ウ 教師の関わり

- 児童生徒の呼び方（人により氏名，あだ名，呼び捨て，君さん付け）が違う。
- 「どうして…」，「前の学年は…」，「このクラスは…」など児童生徒を一方向的に批判，比較する言動がないか。
- 指名する児童生徒が固定していないか
- 児童生徒の発言を受け流していないか

これらはほんの一例ですが，国基本方針に「大人の振るまいが，子供に影響を与えるという指摘もある。」とあるように，教師の言動が児童生徒にはどのように受け取られている可能性があるかを振り返る必要があります。

(4) 配慮を要する児童生徒

『学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』（文部科学省，2017c）において，教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言が加害児童生徒を容認するものにほかならず，いじめ被害児童生徒を孤立させ，いじめを深刻化させると指摘しています。その中で特に学校として配慮が必要な児童生徒について例を挙げ，日常的な支援，保護者連携，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを求めています。

- ア 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
 - 教職員が特性の理解を深めること
 - 個別の支援計画等を作成・活用し情報共有を教職員間で図ること
 - 該当児童生徒やその保護者と支援ニーズと専門家の意見を踏まえて適切な指導及び支援を行うこと
- イ 海外から帰国した児童生徒，外国人の児童生徒，国際結婚の保護者を持つ児童生徒など外国につながる児童生徒
 - 言語や文化の差から，学校での学びに困難を抱える場合が多いことに留意
 - 教職員，児童生徒，保護者等へ外国人児童生徒等の抱える困難さに対する理解を促進し，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行うこと。
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - 教職員の正しい理解の促進
 - 学校として必要な対応について教職員に周知する。
- エ 東日本大震災津波により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（被災児童生徒）
 - 被災児童生徒が受けた心身への多大な影響，慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解すること
 - 当該児童生徒に対する心のケアを専門家の意見を取り入れながら適切に行うこと

（５）教員研修の充実

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

（平成 25 年 6 月 19 日衆議院文部科学委員会）

- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして，いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。

これを受け，推進法においても教員研修の実施を求めています。『学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』（文部科学省，2017c）では「全ての教職員の共通認識を図るため，年に複数回，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって，教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも，年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。」としています。

【考えられる校内研修のテーマ】

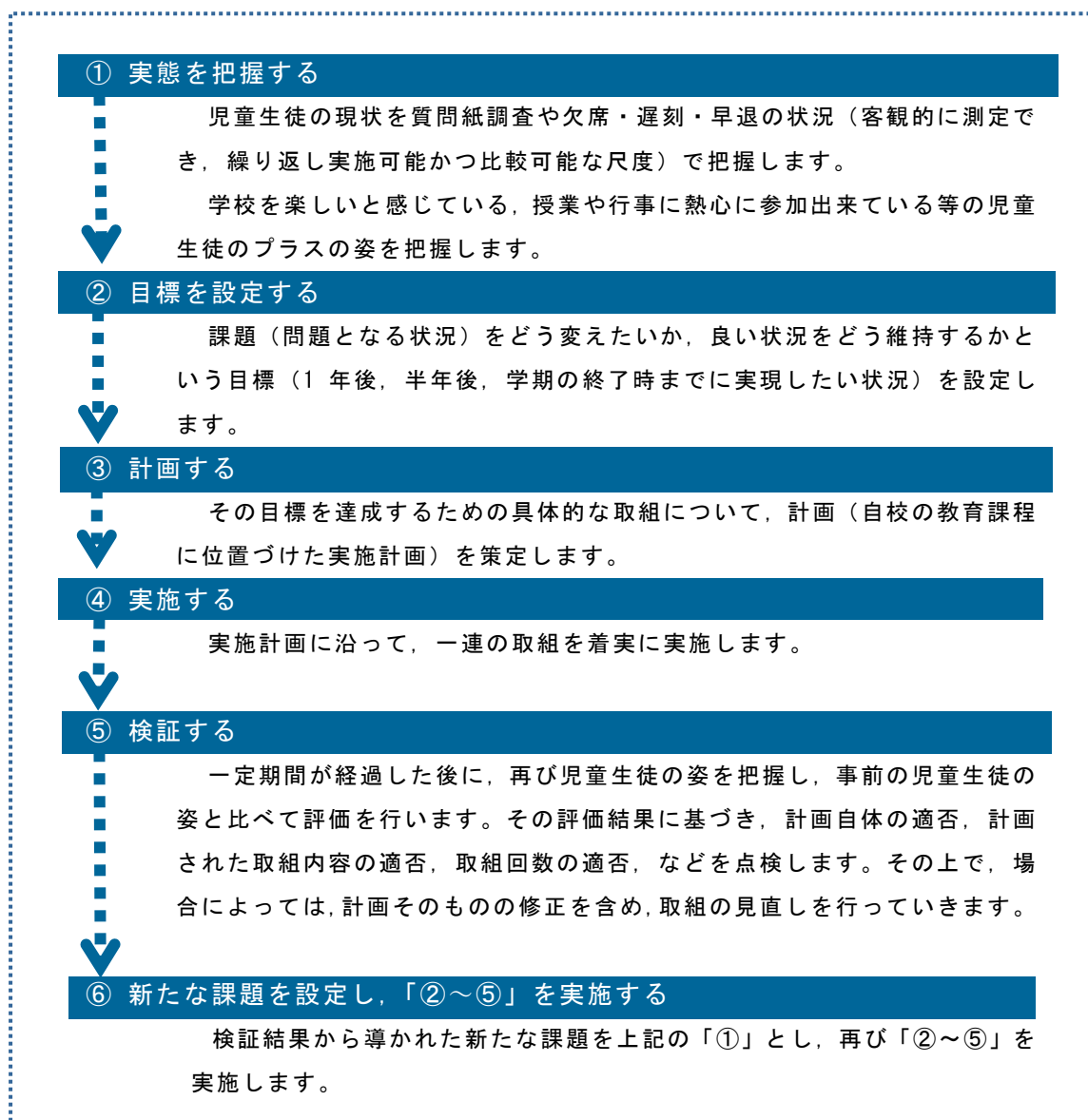
- 推進法，国（各自治体）基本方針，生徒指導リーフレット（生徒指導・進路指導研究センター）等の活用によって教職員の共通理解を図る研修
- グループワークやピアサポートプログラム，ソーシャルスキルトレーニングなどの児童生徒の人間関係づくりや集団づくりに係る研修
- 児童生徒理解に係る研修
- 生徒指導に係る事例検討会による研修
- 自校の基本方針に沿った事案対処訓練研修
- 教職員同士の同僚性を向上させる研修（学校風土，職員風土の振り返り）

これらの研修を通して、「いじめ」の定義の確実な理解、「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な「組織的な対応」について全教職員が理解を深めていきます。

4 未然防止の取組のPDCAサイクルによる確認

未然防止は、「いじめ」が起きていないため、教師が危機感を実感しにくく、取組の成果を実感しにくいいため、取組が低調になったり、持続できなかつたりしがちです（生徒指導・進路指導研究センター，2013）。単に「問題が起きない」だけでなく、「今まで以上に起きにくくなった」「以前よりも良くなった」ことをもって成果として見なす必要があります（滝，2014）。

未然防止の取組を積極的に進めるには、例えば、次の①～⑥のような一連の手順が必要です。



また、PDCA サイクルの実施に当たっては、「責任者が立てたプランを皆が実行し、その結果を責任者が点検し改善を指示する」のではなく、「実態把握を踏まえ教職員全員でプランを立て、全員で実行し、その結果を学年の教職員全員で点検し、取り組みを見直す」こと、それを年3回（3～7月、7～12月、12～3月）繰り返すことが大切です（生徒指導・進路指導研究センター，2017）。

※具体的な進め方については、『問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方』（生徒指導研究センター，2010），『PDCA×3＝不登校・いじめの未然防止』（生徒指導・進路指導研究センター，2017）をご覧ください。

IV いじめの発見

1 教師がいじめを発見しにくい理由

いじめ発見は教員の責務ですが、それでも教員がいじめの全てを発見することは難しいです。その難しさと対応について、松浦（2013）は次のように指摘しています。

- ① 加害児童生徒が、遊びやケンカを装い、巧みにいじめの事実を覆い隠すから。
- ② 「仲良しグループ」から「いじめグループ」へと関係性が変化しているにも関わらず、教師側が従来通りの「仲間グループ」として見てしまうから。
- ③ 日常的に荒れていると、いじめグループの動きが埋もれてしまうから。

① 加害児童生徒によるいじめの隠ぺい

いじめが深刻化する過程では、いじめの隠ぺいが必ずあるものです。



教師側のいじめの感度を高くし、発見につなげる必要があります。

② グループの関係性の変化

例えば、小学校時代の無邪気な関係が、中学校でいじめの関係に変化することもあるように、教師が気づかないだけでなく、いじめられている側もその関係の変化に戸惑うことが、報告されています。（山本，2012）



もともと仲が良かったので、被害児童生徒自身もどうしていいかわからない状況です。いじめられていること自体を認識できていないこともあり、SOSを出さない（出せない）ことが考えられます。

③ 荒れの中での「いじめ」の埋没

教室あるいは学年全体の規律が乱れると、「荒れ」の中で、肝心の「いじめ行動」が埋没し見過ごされる「選択的不注意」（肝心の事象が見えなくなる）という状況に陥ります。



学級・学年経営上の視点から、点検・対応しなければなりません。

2 教師がいじめを見逃すときの心の動き

教師がいじめを発見できないのは、児童生徒側の理由だけではありません。教師自身の思い込みや都合のよい解釈が、いじめの発見を阻害します。このことについて、田島（2014）は次のように整理しています。①と②を経て、③と④の心理状態へ移行していくことが考えられます。

① 否認

「うちのクラスにいじめなんかあるはずがない」と思ってしまう。



② 問題の過小評価

「まだ深刻じゃない」「じゃれあっているだけ」と思ってしまう。



③ 選択的不注意

いじめのサインに鈍くなってしまう。



④ 思考停止

その日その日をやり過ごすのに精いっぱい考えられなくなってしまふ。

①と②は、校内体制が確立していないため、指導の見通しが持てないときに、生じやすい心の動きです。校内体制を整備し、各教師が指導の見通しをもつことが必要です。あわせて、いじめを発見した教職員（主に担任、部活顧問）が「自分で何とかしよう」、「忙しい時期に他の先生方に迷惑をかけるわけにはいかない」などといじめに係る情報を抱え込んでしまい、対応が遅れてしまうことも予想されます。いじめの問題はいつでも、どこでも起きる可能性があることを全教職員で共通理解し、「学校いじめ対策組織」を中心に組織的な事案対応が大切です。その際は、事案対応にあたる教職員の時間的、心的な負担を軽減するためのバックアップが必要になります。この経験を教職員が体験することにより「抱え込み」を防ぎ、スムーズな「組織的対応」につながります。

3 いじめ発見のための校内体制づくり

(1) 学校いじめ対策組織を機能させる

いじめの有無に関わらず、未然防止の取組の評価のためにも、各校に設置された学校いじめ対策組織が機能するよう、定期的な会議の開催を年間計画に位置づけます。この組織は、いじめの未然防止、早期発見、事案への対処の全てについて総合的かつ適切に対応する実効的な仕組み作りが求められており、指導・援助に係る情報の蓄積を行います。

(2) 何がいじめなのか、全教職員で明確にする

学校は人間関係づくりを練習する場です。しかし、いじめは止めなければいけません。子どもたちの個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は学校いじめ対策組織が組織として判断します。その際、表面的・形式的に判断せず、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。各学校は、「いじめ」について研修会等を行い、全教職員が、どのような行為がいじめにあたるかを明確にします。

(3) 児童生徒の気になる情報の一元化をはかる

最初は情報があいまいで、「いじめ」という明確さはありません。例えば、「最近、職員室のまわりをウロウロしている」など、「何か変だな」という程度の情報として入ってきます。保護者や地域から入ってくる情報も同様です。したがって、日常の中で情報をキャッチしたら必ず担任へ伝えます。この小さな情報が効果的に集約されるためには、日常の教師間及び地域等とのコミュニケーションが重要となります。

(4) 誰からどんな情報が入ってくるかを確認する

校外からの情報を集めるため、校内の人的資源を活用します。例えば、生徒指導担当は警察から、保健主事や養護教諭は校医から、PTA 担当は保護者から、部活動顧問は外部コーチからなどが考えられます。これらを確認することは、小さな情報を意識することにもつながります。それぞれの情報は、いじめが心配される以前であれば担任に、すでにケースとして取り上げられている状況であれば、コーディネーター役の先生に報告されます。

(5) 担任は、「何かおかしい」と思ったら、学校いじめ対策組織に報告する

担任は、いじめが疑われる情報を得た場合、すぐ学校いじめ対策組織に報告します。このとき、校内研修会等での共通理解に基づくことが重要です。担任が一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにします。定期的な会議を待っていたのでは、事態が深刻化することもありますので、日常の報告を心がけます。

緊急性が高い場合は全てに優先して至急の対応が必要です。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、管理職のリーダーシップのもと学校いじめ対策組織によってなされることになります。

(6) 得られた情報は、記録をする

事態が正確に捉えられ、また、支援を有効に行うためには、得られた情報が適切に記録されることが必要です。その時、次の①～③に注意することが必要です。

- ① 誰が記録を取るのかを決めます（例えば、コーディネーター役の教員）。
- ② 記録をとるときには、主観的理解と客観的事実を区別（p16 参照）してとります。
- ③ 誰からの情報が、確認したのか、未確認なのかも記録します。

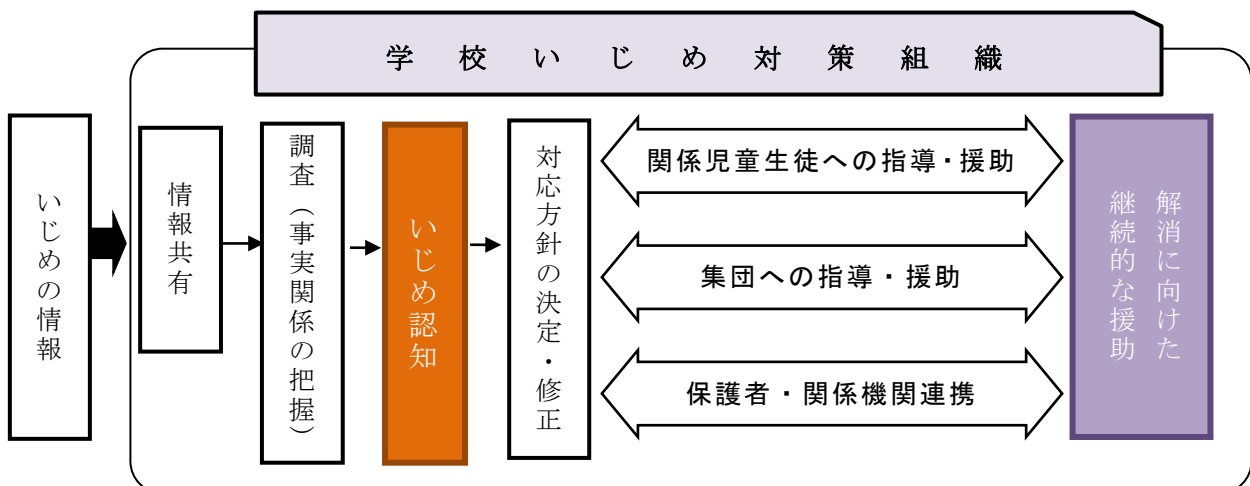
記載例 「A君に着衣の汚れがあり、いじめによるものではないかという心配が母親から担任に語られた。A君も含め、まだ誰からも具体的な事実の聴き取りをしていない。」

(7) 情報を蓄積する

蓄積された情報の共有化を図る工夫をしましょう。児童生徒の変化（教職員が「あれ？」と思ったこと）に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、情報のフォルダーや児童生徒用のシートを作成するのもその一例です。この記録は、主観的理解と客観的事実を区別（p16 参照）して記述します。アンケート調査の結果も記入しておきます。そして、支援する時に（例えば、家庭訪問、指導、新しい取組にチャレンジする時など）に、見直して活用します。

(8) 児童生徒・保護者からの情報受付窓口を設置し、周知する

児童生徒・保護者にとって、いじめについての情報は、なかなか言い出しにくいものです。アンケートの時期に関わらず、いじめについて、学校に訴えたいことがあるでしょう。そのため、いつでも、そういった情報を受け付ける窓口を学校として設置し、自校の基本方針に明記し、児童生徒・保護者から認識されるようにしておくことが必要です。



4 発見の方法

(1) 観察による発見

日常から、机の上に落書きがないか、ロッカーの戸が壊されていないか、下駄箱の上履きが別のところに移動していないか等を観察します。観察の質を上げるためには、いじめを捉える観点を持つことが大切です。例えば、訴えがないから「いじめではない」と考えては、多くのいじめを見逃すこととなります。以下の観点で、いじめ発見の感度を上げましょう。

いじめを発見する観点

資料 3



加害児童生徒側の観点

能動的攻撃（攻撃する）

対象に、働きかけのある攻撃です。

(例) 叩く、蹴る、言葉によるからかい、暴言を浴びせる

使役（強制する）

命令があってもなくても、何かをさせていたり、押し付けていたりする行動です。

(例) 荷物を持たせている、嫌なこと、恥ずかしいことをさせる。

忌避（避ける）

対象をあえて避けようとする（離れようとする）行動です。対象がいなくても見られます。中には、自覚がない（わざとじゃない）場合があり、相手を攻撃することはなく、どうかしようとして行っているわけではありません。

(例) 隣の席の子どもが机を離している、周囲が距離を取る、避ける

受動的攻撃（居場所をうばう）

あえて対象に働きかけることのない攻撃です。対象には向かいませんが、精神的苦痛を与えるために行います。

(例) あいさつや発表しても反応しない、無視をする、しらけた雰囲気を出す、クラス内で悪口が書かれた手紙を回す



被害児童生徒側の観点

ストレス反応は、思考、感情、身体、行動に現れます。この観点を使って児童生徒を観察すると、いじめを含めた、困難に直面している子どもを発見することができます。思考に現れる反応は、「ぜんぜん」「みんな」などの言葉を使って全てを否定的に理解することが特徴です。感情は、悲しみや孤独などですが、これらを背景に行動化した時、「おどおど」などの様子でみとることができます。身体に現れる反応には、「夜眠れない」「お腹が痛い」などが代表的であるとともに、「食欲がない」「おいしいと感じない」など、給食の時間に発見できる反応もあります。不自然な行動は、いじめを発見できる可能性があります。例えば、用事がないのに職員室前をウロウロしている等の行為が該当します。

観察を工夫する



子どもたちが隠そうとするいじめを発見するためには、小さな積み重ねが必要です。

- (ア) 机をきちんと並べた後、しばらく教室を留守にして戻った時に、隣同士の間が少しあいているところをチェックする。
- (イ) 授業後、教室を出てしばらくしてから教室に戻り、休み時間の人間関係をチェックする。

資料 3 は、どの行為がいじめかを明確にするためのものではなく、いじめ発見の感度を上げるために作成したものです。

(2) アンケートによる発見

ア アンケート作成のポイント

アンケートの実施は、いじめの発見のための有効な手立ての一つです。また、実施にあたっては以下のポイントを踏まえ「学校いじめ対策組織」において実施から事案対処までの手順を十分検討し、教職員の共通理解のもと実施することが大切です。

質問項目の検討

毎年、「いじめ防止対策のための組織」で、生徒指導の方針や児童生徒の状況等に応じて、意図をもって質問項目を検討することが重要です。そうすることで、アンケートの回答を、その意図に沿って読み解くことができます。意図があいまいなアンケート調査で、子どもたちの声を聞きとることができません。

記名式と無記名式

記名式の場合は、書きやすさを優先させて、その後の面接で質のよい情報を得ると考えるとよいでしょう。また、記名式では、名前を書く欄を上にして、最初に書かせるようにします。

無記名式の場合は、いじめ被害にあっている「助けたい人」を聞くことができれば、支援につなげることができます。

調査方法	特徴	質問項目
記名式	本人に訴える機会を提供する	あなたはとうですか？
無記名式	・目撃者に訴える機会を提供する ・現在進行中で、深刻な事例 (第三者に相談できないようなもの)の場合	クラスの雰囲気はどうですか？ あなたが助けたい人は誰ですか？



資料 4

資料 5

※記名、無記名の選択式・・・記名とするか無記名とするかを記入者が選択できる方法もあります。この場合、それぞれの利点を生かすことができます。
※生徒指導リーフ「いじめアンケート」(生徒指導・進路指導研究センター)も参考にしてください。

肯定的質問 否定的質問

肯定的な質問(例:「今がんばっていることはなんですか?」)に対しては、自由記述でも、児童生徒は積極的に書けるものです。積極的に書ける質問項目を設定して、全員が、鉛筆を動かす状態を作ることが必要です。

否定的な質問(例:「友だちにされて、嫌だったことはなんですか?」)に対しては、自由記述では書きにくいものです。こんなときは選択肢を用意するとよいでしょう。例えば、「今、悩んでいることは何ですか?」という質問には選択肢を用意します。「勉強」や「部活動」などの他に、「いじめ」という選択肢を設けることもできます。「いじめ」では回答しにくい児童生徒のために、「クラスの雰囲気」など、あいまいな選択肢を含めることもコツと言えます。

定期的な実施

アンケートは、実施時期を明示し、大きな調査は学期ごと、小さな調査は毎月実施するなど定期的に行います。
定期的な実施は、

- ① 児童生徒の変化を見ることができます。
- ② 児童生徒に、回答への心構えを作ることができます。何を記入するかを考える習慣化につながります。心構えを作ることが、対処能力を育成することにつながります。
- ③ 児童生徒に「他者に援助を求めてもよいのだ」というメッセージを伝えることとなります。

イ アンケートの実施中の留意点

(ア) アンケート実施中の児童生徒の様子を観察する

実施中は、児童生徒間で、どういう反応（例：アイコンタクトをしている、冷やかす、特定の名前を挙げる）があるかを観察しましょう。記入の間に話している児童生徒は、周囲にプレッシャーをかけ、「いじめ」の表出を妨げている可能性があります。

(イ) 安心して書ける環境を作る

先生がいて落ち着いた雰囲気を作り出すことで、安心して書けます。学級状況によっては、複数の教員で実施することも考えられます。

(ウ) 回収に配慮する

書いた内容が他者に見えないように、教師が回収したり、二つ折りで回収したりするなどの対応が考えられます。また、上記の①同様に回収中の児童生徒の様子（例えば、周囲にプレッシャーをかけているようなことはないか、何か言いたそうな表情をしているものはいないか）を観察しましょう。

ウ 見逃しがちな回答

(ア) 書かれなかったことに注目する

「いま頑張っていること」「いま楽しいこと」などの肯定的な質問に対して、空白のままの回答も注目します。いじめか否かの判断はできませんが、何らかのトラブルが、新たに発生したのかもしれません。

(イ) 変化に注目する

- ① これまで書かれていた肯定的なことが急に書かれなくなったことに注目します。書く量が減ったり、否定的な回答になったりしたことに注目します。
- ② 数値（スケール）での質問（例：学校生活に対する満足度）をした場合、急に数値が落ち込んでいるかどうか注目します。

エ アンケートの回答を複数の教員の目で読み解く

複数の教員で読むと、例えば、昨年の担任が「この子、こんなこと書かない感じだったのに」など、回答に関して、新しい情報が加わることにつながります。

オ 心とからだの健康観察の活用

岩手県教育委員会では、2011年度から、幼児児童生徒のこころのサポートの取組の一つとして、「心とからだの健康観察」を実施しています。2014年度より、質問項目のうち「あのこと」を「つらかったこと」に変更しています。児童生徒によっては、「つらかったこと」が、いじめ被害である可能性が考えられます。「要サポート」、「話をきいてほしい」が「3」、前年度より数値が上がっているなどの場合、面接をして確認します。

(3) 面接による発見

気になる児童生徒がいれば、面接をすぐに行うようにします。また、アンケートでピックアップした児童生徒は面接をします。このとき、面接することを他の児童生徒に知られないように配慮します。

ア 他の話題の中から「いじめ」発見につながる面接

児童生徒は「いじめ相談」という看板を背負ってくるわけではありません。例えば、進路相談や部活動の相談の中に、「いじめ」と思われる断片が出てくるかもしれません。また、進路や部活動の主観的大変さを聴くと、しばしば、人間関係の大変さが含まれています。人間関係の大変さの話を進めていくうちに、「いじめ」の発見につながることもあります。

イ いじめの被害を隠そうとする児童生徒への対応

うまくいっていることから聴いていきます。いきなり否定的なこと（「いじめられている」）は、言いにくいものです。実際にはいじめられているとしても、部活動では良好な生活が維持できていたり、仲の良い応援してくれる友人がいたりする生徒がいます。いじめられていて解決への展望が持てない状況だと、うまくいっていないことを隠すものです。このような時に、うまくいっている資源から聴いていくと、うまくいっていない「いじめ」のことも話しやすくなります。

ウ 「被害児童生徒」かもしれない児童生徒の保護者との面接

子どものそばにいたので、変化に気付ける人です。「最近、元気がない」などの変化を教えてもらうという意識で聞きます。保護者から、どれだけ具体的な行為としての情報が聞けるかがカギになります。保護者が、心配になったり、気になったりしたのは、具体的にどんな行動から、そう判断したのかを聴き取ります。また、子どもが最近キレやすいというときも、具体的な行動や状況を聴き取ります。そして、それらを学校が持っている情報と突き合わせます。

5 相談電話を周知する際の留意点

児童生徒への説明

困ったり悩んだりしていることを相談することは「チクリ」でも、弱いことでも、恥ずかしいことでもありません。友だち関係や学校生活をより良くするための当然の行動です。けれども、先生や親など周りの大人にどうしても言えないと思うときは、一人で苦しまず、ぜひ電話で話をしてみてください。数多くの相談に対応してきた相談員が、あなたの話を親身になって聴き、解決へのよりよい方法を一緒に考えます。



いつでも相談できます

例えば、「24 時間子供 SOS ダイヤル」へは、休日も含め毎日 24 時間いつでも電話できます。

相談者の秘密は守られます

「大人に話すことで、もっといじめがひどくなる」と心配になる人もいますが、秘密は守られますので安心してください。名前や学校名は言わなくてもかまいません。

相談者のつらさを聴き、受け止めます

一方的に「〇〇したほうがいい」というような話はしません。途中で切りたくなったら切ってもかまいません。気持ちが落ち着いたらまたかけてください。

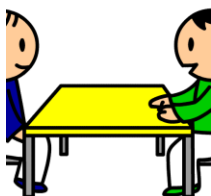
どうしたらよいか、一緒に考えます

解決へのよりよい方法や、相談者が今できそうなことを一緒に探しながら考えます。相談者が希望すれば、責任をもって学校へ連絡をとり、教育委員会が連携しながら解決に努めます。連絡を希望するときは、相談者が安心できるように、学校に伝える内容や伝えた後の動きを、前もって電話で打合せをします。

※ いじめ相談電話には、いたずら目的で電話をかけたりすることがないように指導をお願いします。



資料 6



V いじめへの対応

学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
(文科省, 2017c)

(3) いじめに対する措置

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

1 事実確認

(1) 聴き取りの順序

- ① 情報提供をした児童生徒
- ② いじめを受けている児童生徒
- ③ いじめをしていると思われる児童生徒
- ④ 周囲の児童生徒

③は、聴き始めたら、短時間で全部終わる必要があります。そのために、①②で先行して聴き取り、内容を整理しておきます。④は、②と③が一致させられないとき等、必要に応じて行います。

(2) 能動的攻撃、使役の場合

- ① 教員側の段取りを整える（まず、誰が担当するか、どう聴くかを打合せする）。
- ② 管理職に聴取をすること（担当、内容等）を報告する。
被害児童生徒・加害児童生徒（周囲の児童生徒）を個別に事情聴取を行う。時間は発達段階に応じて設定する。
- ④ 話したことを確認したら、そのまま当該児童生徒に、自分で書かせる（行為を固定する）。
- ⑤ コーディネーター役の先生を中心に、話を突き合わせます。
- ⑥ 必要に応じて、被害児童生徒・加害児童生徒・周囲の児童生徒から個別に再度事実の確認をする。
- ⑦ 管理職に聴取結果を報告する。今後の方針を確認する。

事実に基づいて指導するために、行為を明らかにすることが大事です。加害児童生徒同士で口裏合わせをさせないように、始めたら一斉に行います。聴き取りは「その日のうちに」が原則です。



資料7

(3) 忌避，受動的攻撃の場合

「いじめられています」のような直接の訴えはないことが多いので，事実確認は容易ではありません。重要なのは，発見・認知の前の情報収集の部分です。特に，忌避は，教師が見定めることが必要です。

忌避を見るポイント

公的なルールをないがしろにしているかどうかです。

どこに座ってもいいよと言って他にすわるのなら OK ですが，資料のあるところに座るように指示しているのに，わざわざ別のところに座っているのはダメです。



指 導

その行為を行った瞬間にしかできません。

無視や汚いものをさわるようにする行為等が行われていると考えられる場合，その行為が出現しそうな場面を予測して，やった瞬間を複数の教員で観察し，介入します。

「無視しているらしい」という場合，話し合い活動の際，無視されたり，外されたりする瞬間がないか注意します。

(4) 事実を確認するポイント

事実を正確に把握できなければ，いじめの解決にはつながりません。誤った情報を保護者に伝えてしまうと信頼関係を損ないます。また，機を逃さない対応をするためにも迅速な事実確認が大切です。

以下の点に留意することを原則とし，管理職等の指示の下に正確な事実確認に努め，教職員間の情報共有を随時行うことが必要です。

ア 組織的な事案対処

- ① 担任の裁量で動くのではなく，校長の指示・了解のもと動きます。
- ② 複数の児童生徒が関係する場合は，個別に聴き取り場所を設定し，複数の教員で時間差がないよう聴き取りを行います。一堂に集めて聴き取りなどはしないようにします。
- ③ 複数の教員で事実を確認しながら聴取をすすめます。
- ④ 情報提供者についての秘密を厳守します。

イ 事実確認の仕方

(ア) 加害児童生徒の聴き取りのポイント

- ① 事前に、それまで得られている情報を整理しておきます。
- ② 聴き取りでは、客観的事実(p16 参照)を確認し、整理します。ここでは、指導することが目的ではありません。
- ③ 直近の行為から、事実として何をしたのか、具体的に確認します。初めから聞こうとしても、過去の記憶はあいまいになるため、被害児童生徒と食い違うことがあります。
- ④ 「いつ〇〇という行為があつて」と記録します。「いついじめがあつて」という記述はしません。
- ⑤ 被害と加害が入れ替わりうることを念頭に置きます。
- ⑥ 聴き取り後の対応

学校いじめ対策組織においていじめを認知したら、「あなたのやったことはいじめだから許されない行為である」旨を告げます。

帰るときは、本人の気持ちの整理を確認して、必要であれば、保護者に来校してもらい引き渡すなどの対応も検討します。

(イ) 加害児童生徒に事実を書かせるポイント

- ① 何をしてたかを、自分自身で書かせます。
- ② 詳細(いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたのか?)に書かせます。

聴き取りをする中で、当該児童生徒に、自分が話した(認めた)内容を、その場で自分自身によって書かせます。これは、何をしたのか客観的事実に基づいて、「いじめ」として指導ができるようにするためです。小学生であっても、できるだけ自分で書かせるようにするとよいでしょう。

※事実を固定させて、行為をストップさせることができたなら、この後は、指導・援助のための会議や対応に時間をかけることが可能になります。



資料 7

(ウ) 被害児童生徒の聴き取り

- ① 主観的理解と、客観的事実を区別して聴き取ります。
- ② 何の行為が、主観的にどのようなつらいのかを聴き取ります。
- ③ 安心して学校生活を送るために、具体的に何が改善されたらよいのかを相談して確認します。どうしたいのか(ニーズ、どうなったら解決だと思えるのか)を確認します。

(エ) 周囲の児童生徒への聴き取り

- ① 情報源であると他の児童生徒に知られないように、聞き取る場所、時間、複数の教員による対応等、配慮をします。
- ② 主観的理解と、客観的事実を区別して聴き取ります。
- ③ 直近の行為から、具体的に確認します。
- ④ 傍観者として責めないことがポイントです。教員に言うか言わないか迷っている気持ちを支えます。

ウ 保護者からの訴えの聴き取りのポイント

保護者がどういう事実を「いじめ」と判断したのか、客観的事実を聞くことに専念しましょう。また、スピード感が重要です。

① 「うちの子がいじめられているようです。」と言われた時



「いじめられているんですね。わかりました。調べてみます。」では、できない約束をする可能性がります。「いじめ」とは、客観的事実を集めて整理し、

判断した言葉です。「いじめ」があるかないかを判断できるまでにはかなりの時間と労力が必要です。



「どのような点からいじめだと思ったのですか？具体的なエピソードを教えてください。」と質問します。保護者から「〇〇をされたって本人が言ってます」と返ってきたら、「〇〇された」について、「明日までに調べます。」と言います。具体的なことを確認し、保護者にすぐ答えることが重要です。

保護者は、同じ危機感を持ってもらいたいのです。保護者の気持ちを受け止めることが保護者を支えます。

② 攻撃的な言い方で訴えがある時

「子どもを守って欲しい」という願いをネガティブに表現し、情報が文句の形(攻撃的な言い方)で入ってくることがあります。担任としては「そんなことはありません」「いじめではありません。」と言いたくなりますが、保護者は情報を提供してくれている人という意識で聴き取りをします。

(5) 聴き取りの際に気をつけたい対応

教職員の好ましくない対応

- ① 性急に解決しようとしてしまう。また、いじめでないとすぐに判断したり、すぐに解決したことにしてしまう。

事実確認が十分でない中で、被害児童生徒と加害児童生徒とを直接会わせて事実確認をしようとする。解決を急ぐ余り、聴き取った内容を、「〇〇が、△△と言っていたぞ」と他の児童生徒に伝えてしまう。



- ② 教師の価値観や経験で、「いじめではない」と判断してそれを伝えてしまう。

「仲がよい関係だろう」「遊びの延長だろう」などと発言してしまう。



- ③ 児童生徒自身の課題に目が行ってしまう。

「あなたは神経質だから」、「あなたにも責任がある」などと発言してしまう。「いじめられた」と訴えてきた側の言い分だけで対応してしまう。



- ④ 加害児童生徒が言いたいじめた理由を容認してしまう。

「自己中心的なところがあるから」などという発言に対して同調してしまう。



- ⑤ 被害児童生徒に好ましくない声かけをしてしまう。

「やられたらやりかえせ」などと声かけを行う。



2 指導・援助のポイント

(1) 被害児童生徒へ

ア 短期的ポイント

- ① 客観的事実の軽重にかかわらず、主観的な被害感情には支持的に対応します。
その子にとってのつらさについて理解したことをその子に伝え返しましょう。そうすることで、その子のつらさが伝わっているということを表すことができます。
- ② 毎日、一緒に今日の状況について確認をします。
帰りの短学活（HR）終了後等一緒に状況を確認することで、本人に教員が支えていることが伝わります。
- ③ 1週間毎日確認して何もなかったら、3日に一度…と間隔をあけていきます。
次がいつかを明確にすることがポイントです。
- ④ 「加害児童生徒からの止めるべき具体的な行為」を確認します。
行為の有無、及び心身の苦痛の変化を面談等により確認します。
- ⑤ 学習について確認します。
安心して教育を受けられるようにするための措置について、確認します。

イ 中長期的ポイント

- ① 「いじめられた」と感じた時の具体的で有効な対処行動を考え、練習させます。
当該児童生徒が工夫できること（実際にあったときにどうするのかなど）を作っていきます。例えば、小学生で、プロレス技をかけられている時に、何も言わずに笑うという対処行動をとっていたら、「痛い」「嫌だ」を言えるように練習します。「つらかった」「痛かった」と、まず教師に、次に相手に、言えるようになるなど、自分でできる少しの工夫から始めることが大切です。
当該児童生徒が「こう言ってみようかな」と話したら、「試しても試せなくても結果を教えて」と言い、次の支援につなぎます。試すことができたなら、「どうして試すことができたか」を確認し、試すことができなかったら、「どうしたら試すことができるか」を確認します。
- ② 加害児童生徒へ「嫌だ」「止めて」と言えない時に、周囲の人に助けを求める方法を確認します。
教員、保護者、警察など周囲の大人に、何をすればいいかを確認します。
- ③ 「嫌な思い」が続くとき
教員が、「もう大丈夫でしょ」「もう怖くないでしょ」などと軽々しい反応をしていないか点検しましょう。子どもの嫌な思いを聞き切れていないと思ったら、早合点せずに、「嫌な思い」をどう理解したのかを子どもに伝えることで、より深い理解を図りましょう。その上で、さらに内的世界を理解する専門家としてのSC等と連携し、支援をしましょう。

(2) 被害児童生徒の保護者へ

ア 短期的ポイント

(ア) 電話ではなく、対面で話をしましょう。

家庭訪問はその有効な手段の一つです。そのときには、原則として複数の教員で行います。



(イ) 最初の面談で行うこと

- ① 保護者としての、心配や不安を支持的に聴き取ります。
- ② 保護者が持っている客観的事実を聴き取ります。
- ③ 今後の方針を伝えます。

学校が本人・加害児童生徒に何をするのか等問題解決に向けた学校の方針や具体的な取組が決まり次第伝えます。次回の連絡日を明示しながら、本人の学校での様子を伝えます。次回の連絡日を明示することで、保護者は、担任に話をする機会が得られることがわかります。また、担任は、本人の家での様子を聴けることにもなります。

- ④ 加害児童生徒の保護者との情報の共有について確認します。

連絡（謝罪）のために加害児童生徒の保護者から、住所や電話番号等を知りたいと言ってきた場合の対応を確認しておきます。いじめを行った児童等の保護者間で争いが起こることがないよう情報の共有の在り方について確認しておきます。

(ウ) 心配がぬぐえない保護者への対応

- ① 心配や不安を十分に聴き取れていないことが考えられます。
まずは、保護者の心配や不安を支持的に再度聴き取ります。
- ② 当面（1週間）どういう状況になったら解決かを確認します。

「不安でない状況になること」のように抽象的なことだと、具体的なゴール像が共有できません。「安心できる」ためには、具体的にどうしたらいいか、どういう状況を作れたらいいのかを確認します。加害児童生徒側ができること（例：朝、教室であいさつをする）を保護者とのゴールにするとよいでしょう。加害児童生徒の行為が改善することを目標とします。

- ③ 保護者の訴えに対して、安易に不確定な情報を伝えたり誤った発言等をしないように注意します。

得られている情報の中で、確定した情報と不確定の情報を区別し、今後の支援について伝えます。

イ 中長期的ポイント

- ① どういう人間に成長してほしいかを保護者と学校が確認します。
- ② あらかじめ「いじめられた」と感じた時の具体的で有効な対処行動を考え、練習させます。

どのようにしたらトラブルに巻き込まれないようになるか、保護者と学校

と一緒に考えます。次に同様のことがあった場合の対処行動に関する支援について、学校が行うこと、保護者が行うことを確認します。

(3) 加害児童生徒へ

ア 短期的ポイント

① 徹底して、行為を止めます。

「いじめの意図がなかった」「悪気はなかった」ということは関係ありません。意図・悪気があるなしに関わらず、その行為は「いじめ」と指導することは大切です。これまで、「いじめ」ていても、罰を受けないことを学習していますので、「いじめ」の基準を学習させます。

② いじめで何を得たかったのかを教師が見立てます。

加害児童生徒を支援対象者とする準備も行います。

③ 複数の加害児童生徒は一括りに指導しません。

加害児童生徒のグループの中にも主従関係が存在する場合があります。また、「いじめ」を行っていた意図が違う可能性もあります。したがって、加害児童生徒について、「いじめ」という行為だけをもとに、指導を一括りにはしない方がよい場合が多々あります。

④ 学習について、確認します。

別室での指導になる場合の教育を受けられるようにするための措置について、説明します。

⑤ 出席停止制度の適切な運用等（「推進法」（第26条））

当該児童生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめが継続し、被害児童生徒の安全・安心が確保できないと判断した場合は、市町村教育委員会に連絡して、加害児童生徒の出席停止も考慮して対応します。法律では、下記のように記載されています。

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

⑥ 高等学校・特別支援学校高等部の生徒への対応

懲戒（謹慎、訓告、停学、退学）も含めて、加害生徒に内省の機会を与えて指導します。

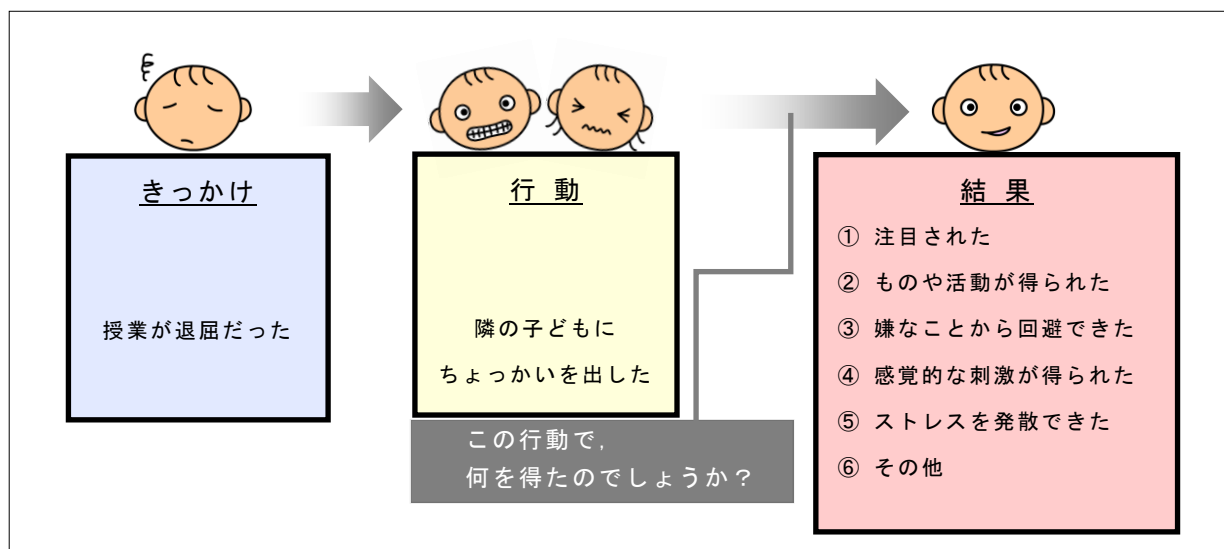
⑦ はやしたてた児童生徒への対応

はやしたてる行為は、加害行為を助長しています。社会的に許される行為ではありませんので、加害児童生徒と考えます。はやしたてるなど同調したことは、「いじめ」に荷担したことであることを、はっきりと伝えます。

イ 中長期的ポイント

① いじめによって、得ていたことを確認します。

行動の3つの箱（p17 参照）で、いじめ行動がなぜ生じたのかを考えます。いじめをストレスへの対処行動の失敗と捉えて、加害児童生徒が、何を欲しかったのか、何を得ようとしたのかを検討します。その欲しかったもの、得たかったものを社会的に認められる方法に置き換えることを支援します。つまり、「いじめ」以外の選択肢を考えさせ、「いじめ」以外の行為を学習するのを支援します。SCに、この得たかったものを確認してもらうのもよいでしょう。



退屈だからといってからかうような行動をする場合には、暇な時間を作らせないように、興味関心を引いたり、リーダーシップを発揮しやすい状況を設定したりすることで、他者からの賞賛を得やすくし、退屈させない対応を取ります。

② できていること、援助資源（その子の中にある得意なこと、その子にとっていいことを増やせる人など）になること、できていないことを確認します。

③ 加害児童生徒への「いじめ」に対して配慮します。

加害児童生徒への排斥や、ネット上にさらすことなど、新たないじめから加害児童生徒を守ることも大切です。

(4) 加害児童生徒の保護者へ

ア 短期的ポイント

① 保護者が、人的資源となるかどうか検討します。

中長期的な支援のため、保護者に協力してもらえるかどうか検討します。したがって、ここでは、保護者を指導したり（叱ったり）子どもへの指導をお願いしたりするのではなく、学校の支援方針に協力できるかどうかを見立てます。

保護者が「親から、きっちり言い聞かせます」という発言は、保護者が「先生から責められている感じがして、ちょっと離れたい」と防衛的になっている可能性も考えられます。



② 事実を伝え、事実に基づいて指導をします。

客観的事実を伝えます。その上で学校の判断基準を示します。「いじめ」と判断されるのであれば、「この行為は、『いじめ』と判断しました。」と、行為をもとに説明をします。行為を示さず、「いじめました」と伝えると、「うちの子は、いじめはしていません」と話がこじれてしまう可能性があります。あくまでも、「この行為について、容認できません」という指導をします。

③ 保護者との話し合いは、個別に行います。

加害児童生徒が複数の場合でも、各保護者と個々に話し合いを持ちます。保護者を一斉に集めると、防衛的なまとまりになってしまい、本来必要な子どもへの支援ができにくくなります。保護者同士が連絡をとりあって、「以前、いじめられたから、お互い様だ」、「いじめられる方にも原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」「子ども同士のよくあることでは？」など、学校の判断を否定することもあります。

また、加害児童生徒それぞれに、「いじめ」を行った理由（例えば、「おもしろいから」「仲間はずれにされるから」「みんながしていたから」など）が違う場合、「いじめ」行為が止まったあとの中長期的な支援計画が異なります。したがって、この時期から、保護者への対応を個別にするとよいでしょう。

④ 被害児童生徒の保護者との情報の共有の在り方について確認しておきます。

⑤ 「いじめ」が止まらなかった場合の学校の指導方針を説明します。

本人同様に、保護者にも、誰の指導になるのか（例えば、生徒指導主事⇒校長）、どういう基準でどんな指導になるのか（例えば、謹慎等の基準）、指導の段階とその方針・基準がわかるように説明します。

⑥ 学習について、確認します。

被害児童生徒と別の教室で登校させる場合は、教育を受けられるようにするための措置について、説明します。

イ 中長期的ポイント

- ① 加害児童生徒の現在の課題と今後の支援方針を確認し、役割を分担する
今回の「いじめ」が、ストレスへの対処行動の失敗であると考え、それを修正し、適切な方法（行為）に変換させる支援を検討します。

人から注目してほしいと、「いじめ」をしていた子どもの場合

学校生活で認められることが少なかったからではないかと考え、学校として「具体的にできていることを褒めるようにします。」と伝えた上で、保護者に「何か褒めてあげられることはないですか？」と訊き、学校と保護者が何のために、何を行うのかを確認します。



「家ではどうなのだろう？家ではほめられているのに、学校ではどうなんだろう？」と考え、例えば、「面白いからいじめた」という場合、「面白いことが欲しい」と見ます。

- ② 資源として活用する
資源になってもらい続けるために、支援の経過について、定期的に連絡をとり、当該児童生徒の出来ていること、課題と考えられることを確認します。

(5) 周囲への対応

以下の対応は必要に応じて行います。

ア 全体に

- ① いじめという行為があったことを伝える
「いじめ」とはどういう行為かを教えるチャンスととらえ、教えます。
- ② 加害児童生徒へ制裁を加える行為の禁止
例えば、インターネット上で、誹謗中傷の記事を書くことも「いじめ」になることを伝えます。



イ 見ていた児童生徒

- ① 表面的な指導にならないようにする
中には傍観者の立場にしながら、心を痛めていた者もいます。「なぜ先生は気づかないのか」と感じていた者もいるかもしれません。そのような中で、教師の指導が、「見ていた者は、同罪だ。」「クラスメートを見捨てた。」などと正義を振りかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、結果的に児童生徒の心に届かなかったり、子ども自身の主体的な解決能力につながらなかつたりします。
- ② 児童生徒を尊重する
言い出したかったけど、言い出せなかったと考えます。例えば、言おうとする気持ちが4：6の「4」だったため言い出せず、決して0：10の言おうとする気持ちが「0」というわけではありません。だから、その「4」の部

分に触れるように話します。

「本当はみんなも、言いやすい雰囲気だったら言えたし、先生が聞けるような感じだったら、先生に言ってくれたんだよね。0：10ではなく、1とか2とか3とか4とか…あったんだよね。でも、クラスの中で起こったこのことは、『いじめ』で許されないから、次は先生に教えてほしいな。」等、児童生徒を尊重した言い方をします。



ウ 当該児童生徒以外の保護者へ

学校で起こったことを伝え、どのような行為が「いじめ」に当たるかを説明します。そのタイミングや内容、伝え方などは「学校いじめ対策組織」で十分検討し、教職員の共通理解のもと組織として説明することが大切です。この説明により、同じ視点で教師も保護者も子どもをみるようにします。同じ基準を持つことが保護者連携につながります。

(6) 加害児童生徒から被害児童生徒へ謝罪させる場合の留意点

教員主導で、形式的な謝罪の会を行うと、教員は解決したつもりになりますが、かえって問題がこじれることがあります。被害児童生徒が謝罪を求めている場合、以下のことが求められています。

教員が、参加者、日時、役割分担、謝罪（話し合い）の内容、謝罪後の対応、会の進め方等の計画を作成します。被害児童生徒及び保護者に計画案を示し、意向を確認します。事前に、加害児童生徒へ、謝罪と反省の内容について、指導・援助を行います。また、その保護者にも会の目的や進め方を確認します。

(仙台市教育委員会, 2014)

(7) 記録の蓄積

指導・援助の記録を蓄積します。



記録は、個人的な手帳に残さず、記録シートに記入します。記入後は、校内の関係者で回覧したら印を押して管理します。その管理には注意を払います。

記録には「事実の記録」と



資料 8

「支援のための記録」との2種類があります。

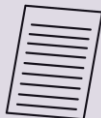
「事実の記録」の記録内容



家庭訪問や電話を行った時に、いつ、どこで、どのような指導・援助を行ったのか等の事実を記録します。速報を重視し、箇条書きで記入します。

「支援のための記録」の記録内容

被害児童生徒はどんなときに安心できるのか、加害児童生徒はどんなときに適応的な行動がとれるのか等支援のヒントを記録します。



記録は、当該児童生徒や保護者に読ませることができるといったら、有益な支援関係が成立していると言えるでしょう。例えば「石隈・田村式援助シート」（石隈・田村，2003）があります。

（8）いじめの解消

国基本方針には、いじめの解消について『いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。』とし、下記の通り要件を示しています。

① いじめに係る行為が止んでこと

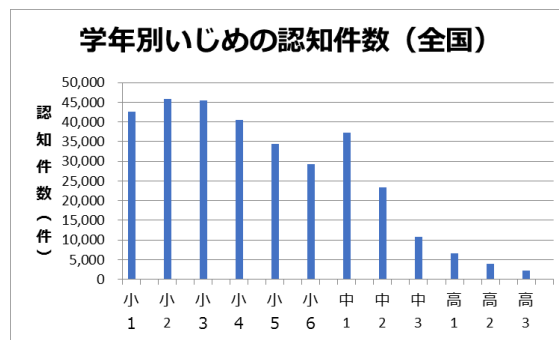
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(9) 異校種間連携

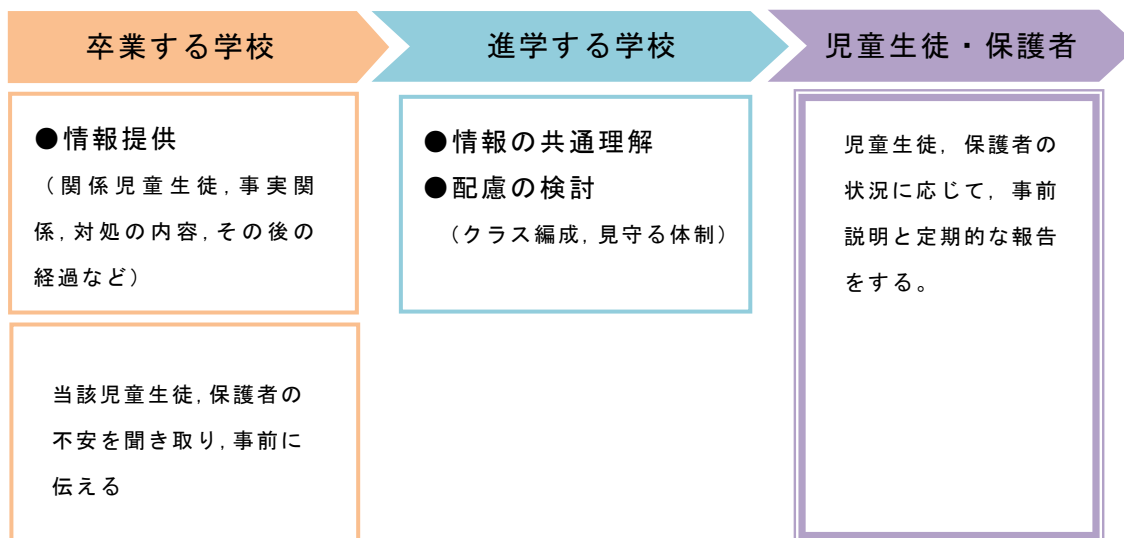
右図は平成 28 年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文科省)における学年別いじめ認知件数を表しています。このことから、小学校で減少傾向にある認知件数が中 1 では増加している様子がうかがえます。



この背景には様々な要因が考えられますが、その 1 つとして小学校時代に解消したいじめが影響している場合も考えられます。

卒業、進学により校種は変わっても、児童生徒の人間関係は良くも悪くも継続している場合が多く、そのことが進学先でのいじめのきっかけになることも十分考えられます。

各々の学校が校内体制を整えるだけでは、これらの要因に起因するいじめを予防することは難しいでしょう。そのために、卒業する学校と進学する学校が連携を図る必要があります。



3 関係機関との連携

(1) 警察との連携

学校も警察も、児童生徒の健全育成を図るという点で目的を共有しています。犯罪行為については、警察等への連絡・相談を行います。犯罪行為を行ったのに、教員が指導して終わりになると、他の行為と犯罪行為の区別がつかなくなります。「推進法」(第23条第6項)には、下記のとおり記載されています。

「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助をもとめなければならない。」

また、警察庁(2013)「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」では、

「教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為(触法行為を含む。以下同じ。)がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない」、「警察に相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合等には必要な助言を行い、警察と学校等が連携して早期に対応できるよう努めること」

等と示されており、警察側からも積極的な協力が得られる体制になっています。

文部科学省(2013)では、次のア、イのように警察との連携について、述べています。



ア 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ① 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要です。
- ② いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要です。

イ 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記アの考え方に基づいて判断することが必要です。次項の行為について、学校だけで指導をすると、犯罪行為ではなく「いじめ」と学習してしまうことがあります。学校が頑張れば頑張るほど、子どもは間違った理解をしてしまいます。

刑罰法規／暴行（刑法第 208 条）

- 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする
- プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする

刑罰法規／傷害（刑法第 204 条）

- 顔を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる

刑罰法規／強要（刑法第 223 条）

- 断れば危害を加えると脅し，汚物を口に入れさせる
- 無理やり裸の画像を撮影する

刑罰法規／強制わいせつ（刑法第 176 条）

- 断れば危害を加えると脅し，性器をさわる

刑罰法規／恐喝（刑法第 249 条）

- 断れば危害を加えると脅し，現金を巻き上げる

刑罰法規／窃盗（刑法第 235 条）

- 教科書等の所持品を盗む

刑罰法規／器物損壊等（刑法第 261 条）

- 自転車を故意に破損させる

刑罰法規／脅迫（刑法第 222 条）

- 学校に来たら危害を加えると脅す
- 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る
- 裸の画像をネットに載せると脅し，金品を要求したり，関係を迫る

刑罰法規／名誉毀損，侮辱（刑法第 230 条，231 条）

- 校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」，「気持ち悪い」，「うざい」などと悪口を書く
- 特定の人物を誹謗中傷するため，インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」，「気持ち悪い」，「うざい」，などと悪口を書く

(2) 児童相談所，市町村児童家庭（福祉）担当の課，要保護児童対策地域協議会の活用

児童生徒の中には，被虐待，貧困，「精神疾患のある親」等家庭養育の背景が影響している場合もあります。この場合，いじめ行為の対応において保護者から協力が得られるように，保護者への支援を行います。特に，被虐待（身体的虐待，ネグレクト，性的虐待，心理的虐待）が疑われる場合には，まずは，市町村児童家庭（福祉）関係の課に相談します。重篤なケースは警察から通告してもらおうと児童相談所も動いてくれます。また，要保護児童対策地域協議会（以下，要対協）は，多くの場合，市町村の児童家庭（福祉）担当の課が事務局となっています。要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（厚生労働省）では，要対協の対象とする児童として「児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり，虐待を受けた子どもに限られず，非行児童なども含まれる。」としています。この協議会の意義としては以下の内容が示されています。

- 要保護児童等を早期に発見し，迅速に支援を開始することができる。
- 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化，共通理解が図られる。
- 関係機関等の役割分担を通じて，各機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
- 役割分担しながら支援を行うため，支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで，それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。
- 対象児童生徒の家庭や地域を含めた包括的な支援が必要と思われる場合，市町村の児童家庭（福祉）担当の課へ相談してみてください。

(3) 関係機関の相談窓口

さまざまな関係機関が相談窓口を開設しています。

法務局

法務局では、人権（いじめも含まれます）に関する問題を解決に導く取組を行っています。下記の「みんなの人権 110 番」では、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。また、インターネットでも相談を受け付けています。

『みんなの人権 110 番』 ☎ 0570-003-110
『法務省インターネット人権相談受付窓口』

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。



児童 相談所

18歳未満の子どもに関する様々な問題について、保護者等からの相談に応じています。子ども・家庭テレフォン（岩手県福祉総合相談センター）

● 月～土・日 9:00～22:00, 祝日 9:00～17:45

☎ 019-652-4152

法務少年 支援セン ター

地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人の他、保護者、教員の相談に応じています。

一般相談（法務少年支援センター）

● 平日 9:00～17:00 ☎ 019-647-2205

法テラス 岩手

困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を案内してくれます。

● 平日 9:00～17:00 ☎ 050-3383-5546

岩手県 弁護士会

法律相談センターが「子どもの無料法律相談」として、県内の児童生徒を対象に相談を受け付けています。受付後に担当の弁護士から電話があります。

● 平日 9:00～17:00 ☎ 019-623-5005

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

社会的包摂
サポート
センター

誰でも、どんな悩みでも相談できる電話です。岩手、宮城、福島県のどこからでもかけられます。音声ガイダンスにしたがって相談したいことを選びます。
例：暮らしの中で困っていること

外国語による相談

性暴力、性別、同性愛などに関わる相談

10代、20代の女の子の相談

● 24時間、365日、通話料無料



0120-279-226

いじめの
電話相談
窓口

『24時間子供 SOS ダイヤル (いじめ相談電話)』

(岩手県教育委員会)



24時間、365日、通話料無料

0120-0-78310

『いじめ相談電話』(岩手県教育委員会)



24時間、365日、通話料がかかります。

019-623-7830

『ふれあい相談電話』(総合教育センター)



平日 9:00~17:00

0198-27-2331

『子どもの人権 110 番』(盛岡法務局)



平日 8:30~17:15

0120-007-110

『ヤングテレホンコーナー』

(岩手県警察本部少年サポートセンター)



平日 9:00~17:45

019-651-7867

『チャイルドライン』

(NPO 法人チャイルドライン支援センター)



月~土 16:00~21:00

0120-99-7777

(4) 関係機関との連携のコツ

一関係機関との行動連携へ一連携に踏み切れない、または遅れる理由

学校では、関係機関、特に警察へ通報したり相談したりすることへのためらいがあり、連携に踏み切れない、または遅れるケースが見られます。それは、相談後の警察の動きが予測できず、学校や被害児童生徒側の意向や方針を考慮しない対応が進むのではないかという不安があることも一因と思われます。

① 日々の連携と緊急時の連携の形成

日常の教育活動の中で、関係機関に講師（非行防止教室等）を依頼したり、情報交換を定期的に行ったりするなど「日々の連携」を丁寧に行うことで問題行動の減少が期待できるばかりではなく、担当者間の「顔の見える関係」を築くことで問題行動等が起きた場合に相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」につながります。日頃から警察等とネットワークを構築できる体制を整備しながら関係機関の機能や業務内容、組織、担当者名等を十分に把握・理解し、重大な事案が起きたときに機関の専門性を活かしどのような役割で具体的にどう動くかを明確にしておくことが重要です。

② 校内における連携の確認

連携が一部の教職員だけの取組に終わらぬよう、連携の意義や必要性、学校の連携の実態を全職員で共通理解しておくことや、関係機関との連携に関する基本方針を、事前に保護者等に十分に説明しておくことも大切です。

③ スクールソーシャルワーカーの活用

関係機関を活用する際に、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）が配置されている学校（※教育事務所・教育委員会単位での配置もある）においては、校外の関係機関・関係法制度の活用についてSSWを介して進めていくことも有効です。SSWは、社会福祉等の専門的な知識や技術があり、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。

4 いじめの報告

各自治体で定められた所定の様式を用いて、いじめの報告、いじめ重大事態の発生に関わる報告、加えて重大事態に関する調査報告等を、下記の要領で提出します。

※報告様式、報告ルート、報告期限等については、各自治体で定めるもの

いじめ防止対策推進法に基づく対応

(1) いじめ

いじめの発生及び概要（今後の対応を含む）について、学校から教育委員会へ報告

(2) いじめの重大事態

- ① 重大事態の発生について、学校から教育委員会へ報告
（教育委員会は地方公共団体の長へ報告）
- ② 調査の実施主体について、教育委員会が判断する
- ③ 学校が調査主体となった場合、重大事態に関する調査結果を教育委員会へ報告
- ④ 教育委員会は、調査結果について、地方公共団体の長に報告する

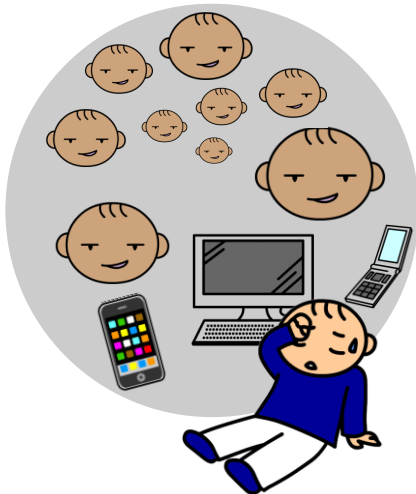
Ⅵ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの予防

情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えた使用や有害情報への対応、個人情報の守り方などについて子どもたちが学ぶ必要があります。そのために、学校における情報モラル教育の充実と保護者への啓発・連携が重要になってきます。

最近の研究によると、被害リスクの認識と被害への不安が高い子どもは予防意識も高いことが言われています。加えて、「ネット上のいじめ」の加害行為の生起には「匿名性信念」が大きく影響しているといわれています（金網・戸田，2014）。警視庁（2012）によると、ネット上において何らかの違法行為を行い検挙された者のうちの74%が「ネット上の匿名性」を前提に犯行に及んだとしています。

2 ネット上のいじめの特徴



(1) 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものとなります。

(2) インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなります。

(3) インターネット上に一度流出した個人情報（画像）は、回収することが困難です。不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。

（文部科学省，2011b）

3 ネット上のいじめへの対応の基本的な考え

(1) ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視し関わっていくには限界があります。また、ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、原則として、本人または保護者が行うこととなりますので、学校はその方法などについて助言を行い支援します。また、犯罪性が高ければ、警察に通報することも重要です。

(2) ネットを利用したこと自体を問題とするのではなく、どんなことが問題となったのか、やったことと招いた結果を現実場面と照らし合わせて共通認識した上で、何について指導をするのかを決めます。

(3) 未然防止のためにも継続した情報モラル指導を行うことが重要です。



Ⅲ.未然防止

4 ネット上のいじめへの対応の留意点

加害児童生徒が判明した場合、加害児童生徒自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害児童生徒からの情報だけをもとに、安易に対応しないことが重要です。「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情について、綿密に調べることが必要です。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) 掲示板等への誹謗・中傷への対応

児童生徒への指導のポイント（文部科学省，2011b）

ア 児童生徒や保護者から相談があったとき、書き込み内容について、以下のことを支援します。

- 掲示板のアドレスを記録
 - 書き込みをプリントアウト、または撮影するなどして画像として保存
- イ 掲示板の管理人への削除依頼を支援します。
- 削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なりますので、「利用規約」で確認をします。
 - 削除依頼する時は、個人のアドレスは使わずに、学校等のパソコンから行うことが適当です。児童生徒・保護者に、その環境を用意します。
 - 削除依頼をするメールには、所属や氏名を記載する必要はありません。
- ウ 掲示板等を掲載しているプロバイダに削除依頼をするように支援する。
- イで削除されない場合や、管理人の連絡先が不明な場合は、プロバイダに削除依頼をします。

参考

掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼[メール文例]



[件名]【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL: http://XXXXXXXXXXXXXXXXXX

スレッド: http://XXXXXXXXXXXXXXXXXX

書き込みNo.:

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人及び周囲が大変迷惑をしています。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

例

- エ 削除依頼しても削除されない場合は、関係機関への相談を支援します。
- まず、送信したメールに、削除に必要な URL や書き込みNo.等に不備がないか確認をした上で、警察、法務局・地方法務局等の関係機関に相談するなどして、対応を検討します。
- オ 児童生徒への指導のポイント
- ① 掲示版等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
 - ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合があること。また、掲示板等への書き込みが原因で、自殺、傷害や殺人などの重大な事態につながる場合もあること。
 - ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

(2) いじめを目的としたチェーンメール等への対応

児童生徒への指導のポイント（文部科学省，2011b）

- ① チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているチェーンメールを転送した場合、自分も「ネット上のいじめ」の加害児童生徒になること。
- ② チェーンメールの内容は、「このメールを〇人に送らないとあなたは死ぬ」等、相手を不安にさせる架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりしないこと。
- ③ 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか、または、転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ④ チェーンメールについて、不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介するとよいでしょう。（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。



<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(3) 匿名型への対応

「死ね死ね死ね」「学校に来るな」などを書いたメールが、匿名のメールアドレスから送られるものです。対応は、メールアドレスを変更し、変更の知らせを一人ずつ、日数をおいて行います。または、[指定受信]を設定して、登録以外のメールが届かないようにします（加納，2014）。

(4) オンラインアンケート型への対応

「クラスからいなくなっしてほしい人ランキング」など、フリーのオンラインアンケートツールを使うものです。ランキングのトップの人に知らせて、愕然とする様子を見て冷笑するいじめです。対応は、(1)と同様に削除依頼するように支援します(加納, 2014)。また、教師は不適切なアンケート結果が卒業文集等に掲載されないように注意します。

(5) 写真・動画型への対応

裸(実際の場合と合成写真の場合とがある)の写真やいじめられている動画を撮影し、動画サイトや掲示板等に掲載するものです。最近では、「リベンジポルノ」という、恋人との関係が終わってしまった人が、嫌がらせで、相手の裸の画像やわいせつな画像や動画などをネット上に流出させる事件が発生しています(安川, 掲載年不明)。

リベンジポルノ被害に遭わないためには、そもそも“撮らない、撮らせない”ことが最善の策ですが、被害児童生徒はなぜ自分の恥ずかしい画像を加害児童生徒に与えてしまうのでしょうか?以下が被害の3つのパターンです(安川, 掲載年不明)。

① 恋愛熱に浮かされて後先を考えられなかった

被害児童生徒の送信理由は「彼を信じている」「特別な存在だから」「浮気されたくないから」といった答えが多いようです。

② 見ず知らずの相手だからこそ羽目はずしてしまった

実際に付き合っている彼氏ではなく、ネット上で知り合った相手に裸や下着での画像を送信して、のちにトラブルになるケースも非常に多いようです。

③ 相手が同性(女性)だと思い込んでいた

ネット上でのトラブルでは、“相手のことを女性だと思いこんで、うかつに自分の画像を送ってしまった”というケースもあるようです。例えば、SNSで親しくなった“女性の友達”から、「友情の証に裸の画像を交換しよう」と誘われるケースがあるようです。

対応は、(1)と同様に削除依頼を、同時に警察に被害届を出すように支援します(加納, 2014)。

また、教職員が当該校等の児童生徒の写真・動画を発見した場合は、データを削除せず速やかに警察へ相談等を行うことが重要です。

(6) 恐喝・脅迫メールへの対応

「5万円公園に持ってこなければ、裸の写真をばらまくぞ」等の脅迫メールや恐喝メールが送られてくるものです。対応は、警察に通報するように支援します。(加納, 2014)。

6 サイト管理者・プロバイダの探し方

削除依頼の方法が明示されていない場合やサイト管理者が削除依頼に応じない、連絡先がない場合、サイト管理者・プロバイダを探すには、以下の方法があります。

「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」(文部科学省, 2012) より抜粋

(1) 「Whois」(フーズ) の活用

URL の末尾から階層をさかのぼってみると、サイト管理者やプロバイダの連絡先が分かる場合があります。それでもわからないときは、当該情報が蔵置されたサーバーに割り当てられた IP アドレスや URL から相手を特定するためのツールとして「Whois (フーズ)」(インターネットで使用される IP アドレスや URL 登録者の情報を照会するサービス) を活用します。

検索 サイト等の URL を確認し、トップレベルドメインを調べる。

- .com 等の全世界用トップレベルの場合

ドメイン管理機関 INTERNIC の提供をする「Whois」(フーズ) サービスで検索可能。(http://www.internic.net/whois.html)

- jp. 等の国別トップレベルドメインの場合

「Whois」(フーズ) サービスを利用することで検索可能。我が国では(株)日本レジストリサービスがサービスを提供 (http://whois.jp.rs.jp)

- URL 中の「組織が特定できる情報」を入力し、Whois 検索を行う。

http://www.example.com/public/index.html の場合

- example.com
- × www.example.com
- × example.com/



利用者がドメイン登録代行業者を経由してドメインを登録している場合、代行業者の連絡先しか把握できないこと、サイトやプロバイダの階層が複雑で、連絡先を探せないことがあります。専門相談窓口にご相談しましょう。

(専門相談窓口)「違法・有害情報相談センター」

 [http : //www.ihaho.jp/](http://www.ihaho.jp/)

(専門相談窓口)「人権相談」(法務省)

差別, いじめ, 嫌がらせ, 虐待等子どもの人権に関する相談に対応し, 必要に応じ救済措置を開始する場合があります。

なお, 法務省では日本語を自由に話すことができない方のために 6 言語 (英語, 中国語, 韓国語, フィリピン語, ポルトガル語, ベトナム語) に対応した相談も受け付けています。

子どもの人権 110 番 (0120-007-110・平日 8:30~17:15・通話料無料)

外国語人権相談ダイヤル (0570-090911・平日 9:00~17:00)

インターネット人権相談受付窓口

 <http://www.jinken.go.jp/>

(2) 書き込んだ人の情報開示請求

「プロバイダ責任制限法」によりプロバイダ等に対して削除依頼の他に, 権利侵害情報の発信者 (書き込んだ人) の情報の開示請求をすることができます。被害児童生徒の当事者が依頼をすることが原則ですが, 代わりに学校や弁護士が請求を行うこともできます。

プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト

手続きのガイドラインや関係書式が掲載されています。

 <http://www.isplaw.jp>

7 相談窓口

岩手県警察本部サイバー犯罪対策室（生活安全部生活環境課内）

岩手県警察本部内にあり、インターネットに関するトラブル、詐欺、不正アクセス、脅迫等の犯罪や有害情報等について、相談できます。また、殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な場合には、110番通報または、お近くの警察署に連絡してください。



県警察本部代表電話 019-653-0110

県警察安全相談電話 019-654-9110

（短縮ダイヤル #9110） ※ 直通 24 時間対応

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なう相談窓口です。例えば、インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてください。



<http://www.ihaho.jp/>

インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報に関する通報を、警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。



<http://www.internethotline.jp/>

インターネットホットライン協議会

この協議会の Web サイトは、インターネットに係わる様々なトラブル（インターネット通販トラブル、インターネット掲示板の誹謗中傷、ネット詐欺など）についての相談窓口をご紹介します。一般の相談をインターネットで受ける機関ではありません。



<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

Ⅶ 重大事態への対処

1 重大事態の対処で求められていること

重大事態の対処では、事実関係を明確にすること、つまり、「調査を行い、報告する」ことが求められています。この場合も、「事案対処」と同様に迅速な対応が求められています。

2 重大事態とは？

「推進法」(第 28 条)では、重大な事態として、下の(1)と(2)の要件を掲げています。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、調査を行い報告することが必要です(3)。

(1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

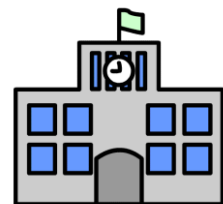
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめによる児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することが必要です。

この場合、欠席 30 日を待つことなく、欠席の理由としていじめの疑いが生じた時点で、迅速に調査に着手しましょう。調査と並行して、安心して教育を受けられる場所を確保するなど、学習についても支援しましょう。



(3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時

- 申し出の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査を行い報告することが必要です。

保護者から「学校に行きたくないと言っている、いじめが原因ではないか？」等、話があった最初の段階から、学校が詳しく聞いて、具体的な話の一つ一つに対応しましょう。また、親の意向がある/なしに関わらず、事実を確認するために調査を行うという姿勢が重要です。

原則

いずれの場合も速やかに調査して、事実関係を明確にし、報告すること。

ここでの報告は

【報告 1】重大事態発生（疑い）の報告 → 学校設置者へ

【報告 2】事実関係の調査結果の報告 → 学校設置者へ

児童等と保護者へ（適切に提供）

の2つの報告が法 28 条に規定されています。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を提供する責任を有することになります。情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で提供されることが必要です。

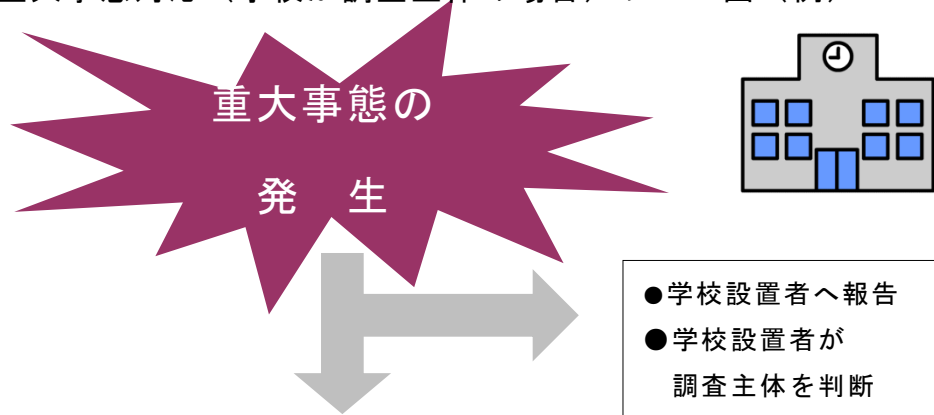
3 重大事態への対処

「推進法」では、重大事態が起こった際の対応として、以下の取組が盛り込まれています。

- 対応（調査）を学校又は学校設置者（県・市町村教育委員会）のどちらが主体となっていくかを学校設置者が判断する。
- その際、調査主体の下に組織（調査組織）を設ける。（法 28 条により規定）
- 学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、上の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供する。
- 学校は、重大事態の調査結果を地方公共団体の長（※知事，市町村長）に報告する。地方公共団体の長は、必要と認める際には再調査を行うことができる。

その後の対応は、【図 1】「重大事態対応フロー図」により対応を進めて行くこととなります。詳しくは、『いじめ重大事態の調査に関するガイドライン』（文科省，2017a）をご確認下さい。

【図1】重大事態対応（学校が調査主体の場合）フロー図（例）



いじめ問題調査委員会の設置

- 既存の学校いじめ対策組織に第三者を加える場合
 ※構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- 事実関係を明らかにする調査方法の検討
- 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明
 - ①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間（スケジュール，定期報告） ④調査事項，調査対象 ⑤調査の方法 ⑥調査結果の提供（被害児童生徒側，加害児童生徒側に対する提供）
 ※上記①～⑥までの事項について，加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際，加害児童生徒及びその保護者からも，調査に関する意見を適切に聞き取ること。

調査の実施

- 聴き取り
- アンケートなど
 - ※アンケートについては，学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的），及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを，予め，調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
 - ※学校の設置者及び学校は，状況に応じて早い段階での聴き取りや，関係資料の散逸防止に努めること。
 - ※被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし，調査を実施すること。
 - ※調査においては，加害児童生徒からも，調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し，公平性・中立性を確保すること。

※調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は、適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

- 調査によって明らかになった事実関係を説明する。
- 個人情報に十分な配慮をして説明をする。
- 保護者の要望を聴き取り、追加の調査及び分析等を必要に応じて行ったうえで情報提供をする。

※学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行うこと。

学校設置者への調査結果の報告 (学校設置者から地方公共団体の長へ報告)

- 県立学校と私立学校は、知事に報告する。市町村立学校は当該市町村長に報告する。
- いじめを受けた児童生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者の所見を添えて報告する。

調査結果を踏まえた必要な措置

地方公共団体の長（知事または当該市町村長）が、対処が必要と認めたら調査結果について調査を行える（再調査）。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文科省，2017a）

第6 調査の実施（記録の保存）

○ 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

4 その他の留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施します。

いじめとの因果関係が認められなかった場合も、尊い命が失われたという事態を踏まえ、学校は、自校の教育活動の中に命の大切さについて考える場を多く設定するなど、同様の事態が二度と起こらないような取組を行います。

引用文献

- 石隈利紀・田村節子 2003 石隈・田村式援助シートによる チーム援助入門—学校心理学・実践編 図書文化
- 岩手県立総合教育センター 2005 授業が変わる 生徒が輝く(中学校)
- 金網知征, 戸田有一, 足達昇, 山崎澄夫, 石原一彦, 大橋正人, & 加納寛子 2014 ネットいじめと匿名性信念(自主企画シンポジウム) 日本教育心理学会総会発表論文集 pp. 62-63.
- 加納寛子 2014 いじめサインの見抜き方 金剛出版
- 河村茂雄 2007 データが語る①学校の課題 図書文化
- 河村茂雄 2010 日本の学級集団と学級経営—集団の教育力を生かす学校システムの原理と展望 図書文化
- 警察庁 2012 平成24年上半年期におけるインターネット・ホットラインセンターからの通報による違法情報の検挙状況等について. <<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h24/pdf03-2.pdf>> (2018年1月27日)
- 警察庁 2013 学校におけるいじめ問題への的確対応について
- 小西洋之 2014 いじめ防止対策推進法の解説と具体策 WAVE出版
- 小関俊祐 2011 ソーシャルスキルトレーニングの理論と保健室での活用の仕方 岩手県立総合教育センター研修講座資料
- 小関俊祐 2013 SSTの有効性と課題および将来的な発展に向けて
自主シンポジウム「ソーシャルスキルトレーニングの有効性が期待できる条件 教育の場でどのような時にSSTは有効なのか」 日本教育心理学会第54回総会論文集, 114-115.
- 松浦善満 2013 生徒の対人関係性といじめ問題 教育と医学の会編 教育と医学 2013年11月号 慶應義塾大学出版会 pp. 12-19.
- 文部科学省 2011a 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
- 文部科学省 2011b 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
- 文部科学省 2012 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集
- 文部科学省 2013 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)
- 文部科学省 2014a 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 文部科学省 2014b いじめ問題に対する取組事例集
- 文部科学省 2016 いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて
- 文部科学省 2017a いじめ重大事態の調査に関するガイドライン
- 文部科学省 2017b 国立大学附属学校における虐め防止等の対策のための協議会資料
- 文部科学省 2017c いじめの防止等のための基本的な方針 別添2
- 文部科学省 2017d いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて
- 文部科学省 2017e 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値)について
- 小笠原恵 2010 人が行う行動の理由を探る 小笠原恵編 発達障害のある子の「行動問題」解決ケーススタディーやさしく学べる応用行動分析—中央法規
- 生徒指導研究センター 2010 問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2010 いじめ追跡調査2007-2009 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2012 特別活動と生徒指導 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2013a いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2013b 「絆づくり」と「居場所づくり」 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2013c いじめ追跡調査2010-2012 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2017 PDCA×3=不登校・いじめ未然防止 国立教育政策研究所
- 仙台市教育委員会 2014 見て分かるいじめ防止マニュアル
- 田嶋誠一 2014 学校のいじめ、施設の暴力、それがつきつけるもの 村山正治・福田憲明編 子どもの心と学校臨床 2014年8月号 遠見書房 pp. 19-45.
- 滝 充 2014 いじめの「未然防止」と「早期対応」をどう進めるか 生徒指導学研究, 13, 15-22.
- 竹川郁夫 1993 いじめと不登校の社会学 法律文化社
- 山本 奨 2012 岩手県いじめ根絶緊急研修会「いじめ根絶に向けた組織体制の構築について」資料
- 安川雅史 掲載年不明 「リベンジポルノ」 全国 web カウンセリング協議会
<<http://www.ijimesos.jp/%E3%83%AA%E3%83%99%E3%83%B3%E3%82%B8%E3%83%9D%E3%83%AB%E3%83%8E/>>

イラスト

ドロップレット・プロジェクト 2010 視覚シンボルで楽々コミュニケーション エンパワメント研究所

いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル

平成 30 年 3 月発行

発行者／岩手県教育委員会

編集者／岩手県立総合教育センター
(教育支援相談担当)